

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人福祉医療機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度（第4期）
	中期目標期間	平成30年度～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	社会・援護局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 宮下 雅行 福祉基盤課長
	社会・援護局障害保健福祉部		社会・援護局障害保健福祉部企画課 矢田貝 泰之 企画課長
評価点検部局	医政局		医政局医療経営支援課 和田 昌弘 医療経営支援課長
	年金局		年金局資金運用課 西平 賢哉 資金運用課長
	労働基準局		労働基準局労災保険業務課 千葉 茂雄 労災保険業務課長
	子ども家庭局		子ども家庭局母子保健課 山本 圭子 母子保健課長
	健康局		健康局難病対策課 簗原 哲弘 難病対策課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 山田 航 参事官

3. 評価の実施に関する事項	

4. その他評価に関する重要事項	

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B	A		
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で 特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年 度	2年 度	3年 度	4年 度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
福祉医療貸付事業	A○重	A○重	S○重	A○重		1-1	
福祉医療経営指導事業	A○重	A○重	A○重	A○重		1-2	
社会福祉振興助成事業	B	B	B	B		1-3	
退職手当共済事業	<u>B</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重		1-4	
心身障害者扶養保険事業	B	B	B	B		1-5	
福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)	A○重	A○重	A○重	A○重		1-6	
年金担保貸付事業及び労災年金担 保貸付事業	B	B	B	B		1-7	
承継年金住宅融資等債権管理回収 業務	B	B	B	B		1-8	
一時金支払等業務及び補償金支払 等業務	-	B	B	B		1-9	指標設 定困難

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、元年度の項目別評価調書の項目別調書 No.を記載。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年 度	2年 度	3年 度	4年 度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務・システムの効率化と情報 化の推進	B	B	B	B		2-1	指標設 定困難
経費の節減	C重	C重	B	B		2-2	
III. 財務内容の改善に関する事項							
運営費交付金以外の収入の確保							
自己資金調達による貸付原資の 確保	B	B	B	B		3-1	指標設 定困難
不要財産の国庫納付							
IV. その他の事項							
効率的かつ効果的な業務運営体 制の整備	B	B	B	B		4-1	指標設 定困難
内部統制の充実	B	B	B	B		4-2	指標設 定困難
人事に関する事項	B	B	B	B		4-3	指標設 定困難

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	福祉医療貸付事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、2号、第3号、第5号及び第6号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号794・802

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
制度の周知・広報回数（計画値）	100回以上	—	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上		予算額（千円）	41,126,966	38,503,401	34,692,196	50,917,108
制度の周知・広報回数（実績値）	—	126回	126回	136回	151回	123回		決算額（千円）	37,772,043	34,222,305	31,767,325	30,304,739	
達成度	—	—	126.0%	136.0%	151.0%	123.0%		経常費用（千円）	43,815,149	33,645,816	38,180,043	59,412,501	
協調融資金融機関数（計画値）	最終年度に65機関以上増加	—	13機関以上	13機関以上	13機関以上	13機関以上	13機関以上	経常利益（千円）	△2,875,705	4,442,862	817,896	△21,939,110	
協調融資金融機関数（実績値）	—	362機関	13機関 (372機関)	13機関 (380機関)	16機関 (393機関)	16機関 (408機関)		行政コスト（千円）	—	34,779,623	38,180,043	59,412,501	
達成度	—	—	100.0%	100.0%	123.1%	123.1%		行政サービス実施コスト（千円）	3,726,006	—	—	—	
実地調査等の実施先数（計画値）	55貸付先以上	—	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上	従事人員数	152.52人	146.38人	149.93人	158.18人	
実地調査等の実施先数（実績値）	—	88貸付先	74貸付先	70貸付先	71貸付先	72貸付先							
達成度	—	—	134.5%	127.3%	129.1%	130.9%							

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価	評価	理由															
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとまりとする。</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げら</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられて</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、新型コロナウイルス感染症</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させる。</p> <p>③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施する。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を123回実施した。</p> <p>② 協調融資制度の覚書締結金融機関数を16機関増加させ、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう体制整備を推進した。</p> <p>③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を72貸付先に実施した。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">○福祉貸付</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>令和3事業年度</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>362,382,700千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>373,673,300千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○医療貸付</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>令和3事業年度</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>315,090,000千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>320,082,400千円</td> </tr> </table>	○福祉貸付		区分	令和3事業年度	貸付契約額	362,382,700千円	資金交付額	373,673,300千円	○医療貸付		区分	令和3事業年度	貸付契約額	315,090,000千円	資金交付額	320,082,400千円	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>○ 福祉貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として、特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資(64件)、新子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資(274件)等を実施した。当該融資の実施にあたっては、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や整備を支援するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献することができた。</p> <p>また、国の政策を踏まえ、次の整備事業に係る融資条件の優遇措置を延長した。</p> <p>a 老朽民間社会福祉施設整備事業</p> <p>b 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備</p> <p>c 障害福祉サービス事業</p> <p>d アスベスト対策事業</p> <p>更なる取組みとして、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障が生じた事業者への経営資金の優遇融資を行った結果、令和3年度における審査実績は7,023件、205,651百万円、貸付契約額は228,654百万円、資金交付額は228,654百万円となった。</p> <p>○ 医療貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の医療施策に即して病院の耐震化整備事業</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>
○福祉貸付																						
区分	令和3事業年度																					
貸付契約額	362,382,700千円																					
資金交付額	373,673,300千円																					
○医療貸付																						
区分	令和3事業年度																					
貸付契約額	315,090,000千円																					
資金交付額	320,082,400千円																					

<p>れている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>いる。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>による影響を受けた施設等への融資については、その緊急性に鑑み着実に実施しつつ、貸付債権の適正な管理を行うこととし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>					<p>に対する融資率の引上げによる優遇融資（9件）、地域医療構想に基づく建築、改築等の整備事業への支援として、病院に対する貸付利率の引下げによる優遇融資（6件）、医療機能分化の観点から、特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資（29件）及び中小規模病院に対する融資率の引上げを適用する優遇融資（3件）等を実施した。当該融資の実施にあたっては、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や推進を支援することができた。</p> <p>また、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、地域医療構想に基づく病院の統廃合の残債処理における既往貸付の繰上償還に伴う弁済補償金の免除を創設するとともに、次の資金に係る融資条件の優遇措置を延長した。</p> <p>a 持分なし医療法人へ移行する医療施設等の経営安定化資金</p> <p>b 医療従事者の働き方改革支援資金</p> <p>更なる取組みとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支障のある事業者への経営資金の優遇融資を行った結果、令和3年度における審査実績は3,160件156,111百万円、貸付契約額は213,678百万円、資金交付額は215,254百万円となった。</p> <p>○ 福祉医療貸付共通の事項として、定期借地権を設定する場合の一時金に係る融資条件の優遇措置を延長するとともに、令和3年8月暴風雨及び豪雨に係る災害復旧を支援するため、特別優遇融資を実施した。</p> <p>○ 借入申込み等の手順を整理した「融</p>	
---	---	---	--	--	--	--	--	--

(1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。

(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉医療貸付事業を実施する。

(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。

<評価の視点>

○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。

○ 国及び地方公共団体の福祉医療政策と緊密に連携し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備や新子育て安心プランの実現に向けた保育所整備等、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整のうえ策定した令和3年度融資方針に基づき実施した。

また、新型コロナウイルスの影響により事業停止等となった福祉医療関係施設の事業者に対して、新型コロナウイルス対応支援資金による融資を引き続き実施した。

なお、令和3年度融資方針については、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、機構ホームページに公表するとともに、都道府県・指定都市・中核市、受託金融機関及び協調融資覚書締結金融機関あて通知により周知した。

○ 令和3年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。

() 書は、新型コロナウイルス対応支援資金の再掲

《福祉貸付》 (金額の単位：百万円)

施設の種類の	令和3年度		令和2年度		前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額	
老人福祉関係施設	3,701 (3,574)	183,448 (114,692)	5,075 (4,885)	300,716 (201,201)	61.0%
うち特養	295 (196)	73,621 (10,305)	600 (449)	114,979 (23,793)	64.0%
児童福祉関係施設	1,753 (1,439)	70,367 (37,360)	2,152 (1,793)	96,848 (60,702)	72.7%
うち保育所	300 (117)	20,460 (4,086)	337 (113)	24,668 (4,221)	82.9%
障害者福祉関係施設	2,067 (1,902)	65,883 (50,234)	2,176 (1,948)	84,325 (66,622)	78.1%
その他	121 (108)	5,253 (3,366)	75 (65)	4,843 (2,460)	108.5%
計	7,642 (7,023)	324,950 (205,651)	9,478 (8,691)	486,733 (330,984)	66.8%

資のポイント」等を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するとともに、令和3年度に発生した災害(令和3年8月暴風雨及び豪雨)に係る災害復旧資金及び新型コロナウイルス感染症に係る新型コロナウイルス対応支援資金等の周知・広報活動を実施した。

また、貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に融資制度のPR(123回)を行うなど、制度周知を積極的に実施した。

○ 国の福祉医療政策に即した施設整備に係る資金需要を踏まえ、社会福祉施設及び医療関連施設等の整備計画の早期段階から、事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、長期にわたる安定経営が可能となるよう、事業計画の妥当性や財務状況の分析等の機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行った。(相談実績：福祉貸付269件、医療貸付249件)

○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供(116回)するとともに、オンライン開催した金融機関業務打合せ会議において社会福祉施設及び医療関連施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。

○ 機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取り組み等について全国地方銀行協会等と意見交換(11回)を行った。

○ 民間金融機関の職員向けに機構職員が福祉医療分野の経営環境や融資のポイントなどをテーマに勉強会(5

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
(関連指標)
○政策融資による施設整備実績
・借入申込受理実績
・審査実績
・貸付契約実績
・資金交付実績

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備に係る資金需要や、災害復旧又は金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
なお、新型コ

○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。

《医療貸付》		(金額の単位：百万円)				前年度比 (金額)
		令和3年度		令和2年度		
施設の種類	件数	金額	件数	金額		
病院	379 (336)	189,919 (63,717)	2,501 (2,466)	714,749 (633,984)	26.6%	
介護老人保健施設	126 (120)	13,309 (10,399)	567 (560)	55,894 (51,817)	23.8%	
介護医療院	11 (10)	2,122 (922)	38 (31)	5,321 (2,903)	39.9%	
診療所等	2,732 (2,694)	85,977 (81,073)	17,757 (17,733)	600,822 (599,028)	14.3%	
計	3,248 (3,160)	291,326 (156,111)	20,863 (20,790)	1,376,786 (1,287,731)	21.2%	

○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。
a 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長した。(実績：10,183件、361,762百万円)
b 定期借地権を設定する場合の一時金に係る融資条件の優遇措置を延長した。(実績：4件、5,049百万円)
c 老朽民間社会福祉施設整備事業(民老)に係る融資条件の優遇措置を延長した。(実績：40件4,864百万円)
d 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置を延長した。(実績：274件27,544百万円)
e 障害福祉サービス事業に係る融資条件の優遇措置を延長した。(実績：17件1,383百万円)
f 日常生活支援住居施設に係る融資制度を延長した。
g アスベスト対策事業に係る優遇措置を延長した。
h 地域医療構想に基づく病院の統廃合の残債処理における既往貸付の繰上償還に伴う弁済補償金の免除を創設した。
i 持分なし医療法人へ移行する医療施設等の経営安定化資金に係る融資条件の優遇措置を延長した。
j 医療従事者の働き方改革支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長した。
k 令和3年8月暴風雨及び豪雨に係る災害復旧を支援するため、特別優遇融資を実施した。

回)を行い、アンケート調査において、高い評価が得られた。(5段階評価4「参考になった」、5「非常に参考になった」の割合が95.8%)
○ 協調融資制度の一層の普及を図るため、原則として全ての借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関(メインバンク)の支援体制等の確認を徹底したほか、地方公共団体や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動を行った。また、協調融資制度に加入していない民間金融機関に対して訪問活動を実施するなど、協調融資の利用の向上に資するための取組みを実施した結果、中期計画(目標65機関増加)に対して16機関増加し、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進した。
○ 正常先・要注意先の管理の高度化を図る取組みとして、平年度化モニタリング先等の管理については、「平年度化モニタリング先の業務手順マニュアル」に基づき、平年度化モニタリング先等から定期的に報告を受けるとともに、実地調査等にて経営的な助言を行い、信用リスク分科会に状況を報告した。
○ 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、介護報酬及び診療報酬の改定を受け依然として厳しい状況が続いている中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉医療施設等の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的な支援を行った。
○ 債権悪化の未然防止として、貸付先の令和2年度決算に基づきイエローゾ

	<p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策に即した優遇融資実績 ・政策への貢献度（整備定員数） ○災害対応実績 ・意見交換会開催実績 ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・借入申込受理実績 ・審査実績 ・貸付契約実績 ・資金交付実績 <p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図る。 (関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付制度周知広報活動実績 ・個別融資相談件数 ・訪問相談実績 	<p>コロナウイルス感染症による影響を受けた施設等への融資については、引き続き遅滞なく実施する。</p> <p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報等を実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、地方公共団体等との連携強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図っているか。 	<p>○ 令和3年度における政策への貢献度（主な施設の定員（病床）増加数）は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1255 180 1982 365"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>令和3年度</th> <th>令和2年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>7,266人</td> <td>9,793人</td> <td>74.2%</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>9,677人</td> <td>12,027人</td> <td>80.5%</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>181床</td> <td>247床</td> <td>73.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を通じて地方公共団体等との連携強化を図るために、以下の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 貸付業務の円滑な実施を推進するため、これまでの地方公共団体や関係団体へ出向いての説明に加え、新型コロナウイルス感染予防の観点から、行政担当者向けオンラインセミナーや関係団体とのWeb会議において、制度の周知・広報を行ったほか、オンラインによるIR活動への参加や関連団体が作成している広報誌への融資概要の寄稿などにより、融資制度のPRを行った。（実績：123回） b 医療関係団体をはじめ、周辺業界団体等にアプローチし、業界動向について情報収集のうえ、融資制度の説明を行った。（実績：17先） c 新型コロナウイルス対応支援資金の利用を通して新たに機構融資先となった病院に対し、建築資金についてもあらためてDMで案内したうえで、訪問・Web会議システム・電話で具体的な相談を実施した。（実績：DM3,246先、相談28先） d 病院の耐震化及び地域医療構想に資するため、将来的に整備を検討している病院に電話・DMで融資制度の周知を行った。また、昨年度のフォローアップ先を含めて、訪問・Web会議システム・電話で具体的な相談を実施した。（実績：電話・DM137先、相談23先） e 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体な 	施設の種類	令和3年度	令和2年度	前年度比	特別養護老人ホーム	7,266人	9,793人	74.2%	保育所	9,677人	12,027人	80.5%	病院	181床	247床	73.3%	<p>ーん先の抽出を行ったうえで、経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る事例報告を信用リスク分科会において報告した。</p> <p>また、イエローゾーン先として、継続的にフォローしている先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、面談等を実施するとともに、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図ったほか、改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、チェックポイントの追加等の見直しを行ったうえで提供するなど、経営改善に向けた取り組みを実施した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既往貸付先については、最長3年6か月の元利金を返済猶予する措置を講じ、定期的に書面・電話等による運営状況や返済再開の見通し等のヒアリングを実施するなど、貸付先の状況に応じた支援を行った。当該支援と貸付先の事業継続の取り組みにより、多くの福祉医療施設がコロナ禍の厳しい状況のなか、新型コロナウイルスによる返済猶予からの再開を経て、リスク管理債権比率が大きく低下することとなった。</p> <p>また、債権管理においても、地域の福祉医療施設等の維持・存続が機構の役割であることを踏まえ、貸出条件緩和等による積極的な支援とともに、債権区分別に適切な期中管理を実施した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対策として、無利子・無担保の新型コロナウイルス対応支援資金の優遇融資を継続して実施するとともに、足元の感染状況を踏まえ、令和4年3月末までと定められていた無利子・無担保の申</p>	
施設の種類	令和3年度	令和2年度	前年度比																				
特別養護老人ホーム	7,266人	9,793人	74.2%																				
保育所	9,677人	12,027人	80.5%																				
病院	181床	247床	73.3%																				

<p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及に努めること。</p> <p>また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切</p>	<p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。</p> <p>また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運</p>	<p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施する。</p> <p>また、協調融資の一層の普及を図るため、協調融資金融機関数を拡大するとともに、</p>	<p>○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</p> <p>○ 協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行っているか。</p>	<p>ど関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取り組みを行った。</p> <p>a 民間金融機関に対し、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設の経営指標や建設費等のデータ等を提供した。(実績：116回)</p> <p>b 全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との意見交換会をオンライン開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取り組み等について意見交換を行った。(実績：1回)</p> <p>また、民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀行協会(実績：1回)、全国地方銀行協会(実績：2回)、第二地方銀行協会(実績：1回)、全国信用金庫協会(実績：2回)、信金中央金庫(実績：1回)、全国信用組合中央協会(実績：2回)及び全国労働金庫協会(実績：1回)との意見交換を行った。</p> <p>c 金融機関業務打合せ会議をオンライン開催し、次の取り組みを行った。(実績：1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営サポートセンターと連携のうえ、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。 ・金融機関業務打ち合わせ会議において、デフォルト先及び今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(以下「イエローゾーン先」という。)の特徴等を踏まえた与信判断のポイントについて講義を行った。 ・貸付先へのフォローアップ調査において得たイエローゾーン先の特徴やデフォルト分析の結果等について、民間金融機関に対して、福祉医療施設経営に関する情報・ノウハウの提供を推進する観点から、情報提供を行った。 <p>d 民間金融機関の職員を対象として勉強会を開催し、機構職員が福祉医療分野の経営環境や融資のポイントなどをテーマに講義を行った。(実績：5回)</p> <p>○ 協調融資機関数については、上記②のとおり、中期計画(目標 65 機関)に対して 16 機関拡大した。</p> <p>なお、機関数を拡大すべく、民間金融機関の中央組織である全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会及び全国労働金庫協会に会員金融機関への制度周知を依頼するとともに、協調融資覚書未締結 46 金融機関に対して新たに DM の送付や</p>	<p>込期限を延長した。</p> <p>前年度に組織横断的な併任体制により設置した組織を改組し、専任体制による組織「新型コロナウイルス対応支援室」を令和3年4月に設置し、業務運営体制を強化するとともに、専用コールセンターの設置や貸付業務の基幹システムに連携させるサブシステムの運用により、中期目標策定時には想定し得なかった資金需要(10,183件、361,762百万円)に適切に対応し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた福祉医療関係施設の経営安定化に貢献した。</p> <p>令和3年度の新たな取り組みとして、福祉医療施設の安定的な経営が継続的に可能となるよう、機構単独ではなく、民間金融機関、福祉医療関係団体及び地方公共団体等関係機関のオールジャパンによる支援態勢の構築を図るため、以下の活動を実施した。</p> <p>a 民間金融機関に対して、コロナ禍における福祉医療施設を取り巻く環境や経営状況、与信判断や審査のポイントについて、意見交換や勉強会を通じて、情報提供を行い、コロナ禍以後の民間金融機関による福祉医療施設に対する融資の円滑化に向けた対応を行った。</p> <p>b 福祉医療関係団体に対して、コロナ禍における福祉医療施設の経営状況について、情報提供を行うとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、今後必要な融資条件について意見交換を実施し、感染症対策を伴う施設整備に対する優遇融資制度を令和4年度から創設するなど、コロナ禍以後の施設整備の重点化を図った。</p> <p>c 地方公共団体の福祉医療施設整備担当者に審査のポイントや福祉医療</p>	
--	--	--	--	---	--	--

<p>な運用を行うこと。</p>	<p>用を行う。 (関連指標) ○ 協調融資取組実績 ・ 協調融資実績 ・ 社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績 ・ 全国地方銀行協会等との意見交換会開催実績 ・ 受託金融機関業務研修会開催実績</p>	<p>民間金融機関関係団体との協調融資制度等についての意見交換及び民間金融機関や行政担当者が参加するセミナー等における周知・広報活動を行う。</p>	<p>電話等により機構業務及び協調融資制度の説明を行った。</p> <p>○ 令和3年度における協調融資の実績は、次のとおりである。</p> <p>【福祉貸付】 (件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1249 268 1961 548"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査件数</th> <th>協調融資件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>127</td> <td>56</td> <td>44.1</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>314</td> <td>81</td> <td>25.8</td> </tr> <tr> <td>障害福祉関係施設</td> <td>165</td> <td>51</td> <td>30.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>61.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>619</td> <td>196</td> <td>31.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】 (件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1249 638 1961 917"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査件数</th> <th>協調融資件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>43</td> <td>37</td> <td>86.0</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>66.7</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>診療所等</td> <td>38</td> <td>33</td> <td>86.8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>88</td> <td>75</td> <td>85.2</td> </tr> </tbody> </table>		審査件数	協調融資件数	割合	老人福祉関係施設	127	56	44.1	児童福祉関係施設	314	81	25.8	障害福祉関係施設	165	51	30.9	その他	13	8	61.5	計	619	196	31.7		審査件数	協調融資件数	割合	病院	43	37	86.0	介護老人保健施設	6	4	66.7	介護医療院	1	1	100.0	診療所等	38	33	86.8	計	88	75	85.2	<p>施設の経営状況、行政担当者セミナー等の情報提供を行い、福祉医療施設が行政からの助言、支援を適時得られるよう対応を行った。</p> <p>○ 上記の取組みの結果、年度計画に定める3つの指標について、目標値をいずれも上回り、全てが120%を超える達成度(達成度平均125.7%)となり、計画を上回る実績を上げることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
	審査件数	協調融資件数	割合																																																	
老人福祉関係施設	127	56	44.1																																																	
児童福祉関係施設	314	81	25.8																																																	
障害福祉関係施設	165	51	30.9																																																	
その他	13	8	61.5																																																	
計	619	196	31.7																																																	
	審査件数	協調融資件数	割合																																																	
病院	43	37	86.0																																																	
介護老人保健施設	6	4	66.7																																																	
介護医療院	1	1	100.0																																																	
診療所等	38	33	86.8																																																	
計	88	75	85.2																																																	
<p>(4) 福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(4) 利用者サービスの向上を図るため、施設整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施する。 (関連指標) ○ 利用者サービス向上の取組実績 ・ 個別融資相談会</p>	<p>(4) 利用者サービスの向上を図るため、利用者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知を行うとともに、融資相談会を開催する。特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と福祉医療サービスの質の向上に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性</p>	<p>○ 施設整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施しているか。</p>	<p>○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。</p> <p>a 借入申込者に対して、事業計画の妥当性や財務状況の分析等の機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行った。(相談実績：福祉貸付269件、医療貸付249件)</p> <p>b オンラインによる個別融資相談(相談件数299件)を行うとともに、施設整備計画を検討している事業者に対し訪問相談(36回)を実施するなど、法人経営の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。</p> <p>c 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体などに対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p> <p>d 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込受理から貸付内定通知までの平均処理期間は、福祉貸付26.0日、医療貸付18.4日となり、適正な手続を確保しつつ、迅速に実施した。</p>																																																

<p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行うこと。</p>	<p>開催実績 ・訪問相談実績 ・顧客満足度、有用度 ・審査処理期間 ・資金交付処理期間</p> <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行う。 (関連指標) ○期中管理の実績 ・業況注視先の実地調査等の実施先数 ・災害返済猶予実績</p>	<p>だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。 また、適正な審査手続を確保しつつ、契約や資金交付等の業務を迅速に実施する。</p> <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、一定額以上の残高を有する貸付先や融資時等にモニタリング先と指定された貸付先に対して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行う。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に</p>	<p>○ 福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行っているか。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が大幅に増加したことを受け、適切な期中管理を実施するため次の事項について見直しを図った。 a 貸付先の決算書等の入力業務の見直し 貸付先の決算書等の入力業務について業務フロー・システムの見直し等により、アウトソーシングを前提とした各種態勢の整備を行い、業務プロセスの外部委託により効率的に業務を実施した。 b 定型的業務対応に係るコールセンターの活用 各種届出・変更に係る一般的な問合せに対する電話対応や、決算書等の提出に係る問合せ対応・未提出先への提出依頼等の、インバウンド・アウトバウンドにわたる定型的な電話対応業務について、電話対応に習熟し品質の高い外部のコールセンターの活用を拡大した。 c リスク特性の変化を踏まえたイエローゾーン先管理の見直し リスク管理債権化する恐れがある貸付先を把握するイエローゾーン等の仕組みについて、コロナ資金による無担保債権の上昇を踏まえて保全状況の評価軸を加えることで、効率的・効果的なモニタリングを実施する仕組みの検討・構築を図った。(実施は令和4年度以降) これらの取組とあわせて、派遣職員を含む人員体制の再配置を行うことで、機構職員を判断・指示業務等のマネジメントに集中させ、効率的・効果的な業務実施に努めた。 ○ 正常先・要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、財務状況等を継続的に注視すべきとして指定した平年度化モニタリング先等の管理については、「平年度化モニタリング先の業務手順マニュアル」に基づき、モニタリング先等から定</p>		
--	---	--	--	--	--	--

			<p>支障をきたした貸付先や災害により被災した貸付先に対し、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施するなど、迅速かつきめ細かな対応を行う。</p>		<p>期的に報告を受けてフォローを行うとともに、必要に応じて実地調査等(18 貸付先)の実施により経営的な助言を行った。また、信用リスク分科会において、モニタリング先に係る状況を定期的に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先及び災害等で被災した貸付先に対し、次のとおり、元利金返済猶予の措置を講じるなど、迅速かつきめ細やかに対応した。 <ul style="list-style-type: none"> a 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 290 貸付先(420 資金)から当面 6 か月の返済猶予の申し出を受け、元利金返済猶予の措置を講じた。また、6 か月の返済猶予期間到来後は、貸付先の要望を踏まえながら経営状態等を勘案し、引き続き返済再開が困難な 161 貸付先 236 資金(延べ数)に対しては返済猶予措置を延長、58 貸付先 74 資金(延べ数)については返済を再開した。 b 平成 30 年 7 月豪雨に係る返済猶予については、1 貸付先に対し、バンクミーティングを実施し、貸出条件緩和措置を講じたうえで、返済を再開した。 c 平成 30 年北海道胆振東部地震に係る返済猶予については、返済再開が困難な 2 貸付先について返済猶予措置を延長、1 貸付先については返済を再開し、1 貸付先については完済した。返済再開が困難な貸付先のうち、1 貸付先については、運営状況や返済再開に向けた計画について経営者等に直接確認すべきと判断し、実地調査によるフォローアップ調査を実施した。 d 令和元年台風第 19 号に係る返済猶予については、返済再開が困難な 3 貸付先について返済猶予措置を延長、1 貸付先については返済を再開し、1 貸付先については完済した。 ○ 期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下(貸付残高 1 億円以上)の 16 貸付先について実地調査やオンラインによるバンクミーティング等(実地調査延べ 5 件、バンクミーティング延べ 17 件)を実施し、事業の運営実態を把握するとともに、経営改善につながるアドバイスを行った。 ○ 経営者による経営状況の的確な把握に資するため、経営サポートセンターと連携し、イエローゾーン先に対する調査時に、社会福祉法人の経営状況や特別養護老人ホームの人材確保に関する調査等に関するリサーチレポートを提供したほか、簡易経営診断ツールを用いて、同種施設の経営指標との比較結果を 28 貸付先に対して提示し、改善点についてアドバイスを行った。 		
--	--	--	--	--	---	--	--

(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。

(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。

(6) 債権悪化の未然防止を図るため、また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、次の取組を行い、効果的・効率的な債権管理に努める。

① 貸付債権のポートフォリオ分析及びモニタリング、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックする。

② 正常先及び要注先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエローゾーン先)については、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じてフォローア

○ リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするとともに、イエローゾーン先に対して定期的なモニタリングを実施するなど、効果的・効率的な債権管理に努めているか。

○ 貸出条件緩和債権の管理について、経営支援機能を発揮する観点から、複数回の条件緩和を実施している貸付先のうち27貸付先へ実地調査による指導やオンラインによるバンクミーティング等(実地調査延べ6件、バンクミーティング延べ30件)を実施し、経営支援状況を信用リスク分科会に報告した。

○ イエローゾーン先として継続的にフォローを実施している先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、実地調査等(72貸付先)及び電話等によるモニタリング(123貸付先延べ342回)を実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。

○ 改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、より効果的な計画を策定できるようにチェックポイントの追加等の見直しを行ったうえで、4貸付先に提供し、経営改善に向けた取組みを実施した。

○ リスク管理債権が増加傾向にあるユニット型特養について、デフォルト分析等を行い、分析結果を信用リスク分科会にて報告した。また、分析結果を踏まえて、令和4年度から元金償還を開始する25貸付先に対してモニタリングを実施し、そのうち償還に懸念ありと判断した9貸付先については、再度モニタリングを行った。

《参考》令和3年度のリスク管理債権比率

【全体】

区 分	令和3年度末	令和2年度末
リスク管理債権比率	4.24%	5.48%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.33%	-
破綻先債権	-	0.04%
危険債権	0.49%	-
延滞債権	-	1.49%
三月以上延滞債権	0.00%	0.01%
貸出条件緩和債権	3.42%	3.94%
リスク管理債権	223,201百万円	266,977百万円
総貸付残高	5,263,450百万円	4,873,874百万円

※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額(令和2年度末: 3.56%173,303百万円、令和3年度末: 2.65%139,612百万円)

※ 銀行法施行規則の改正を受け、令和3年度以降はリスク管理債権の区分を変更している。また、令和3年度末の総貸付残高には、正常債権に係る未収利息が含まれている。

<p>(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経</p>	<p>(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援</p>	<p>ップ調査や必要な支援を行う。</p> <p>③ 新型コロナウイルス対応支援資金について、貸付債権ポートフォリオ分析を行うとともに、信用リスクが高い貸付先については、モニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援を行う。</p>	<p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの</p>	<p>【福祉貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和2年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>4.20%</td> <td>4.91%</td> </tr> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td> <td>0.24%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>-</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>危険債権</td> <td>0.37%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>-</td> <td>0.65%</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>3.59%</td> <td>4.23%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>108,614百万円</td> <td>116,800百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>2,586,020百万円</td> <td>2,377,442百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額(令和2年度末: 3.07%73,058百万円、令和3年度末: 2.66%68,749百万円)</p> <p>※ 銀行法施行規則の改正を受け、令和3年度以降はリスク管理債権の区分を変更している。また、令和3年度末の総貸付残高には、正常債権に係る未収利息が含まれている。</p> <p>【医療貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和2年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>4.28%</td> <td>6.02%</td> </tr> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td> <td>0.43%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>-</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>危険債権</td> <td>0.60%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>-</td> <td>2.29%</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権</td> <td>0.01%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>3.24%</td> <td>3.66%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>114,587百万円</td> <td>150,176百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>2,677,480百万円</td> <td>2,496,433百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額(令和2年度末: 4.02%100,245百万円、令和3年度末: 2.65%70,863百万円)</p> <p>※ 銀行法施行規則の改正を受け、令和3年度以降はリスク管理債権の区分を変更している。また、令和3年度末の総貸付残高には、正常債権に係る未収利息が含まれている。</p> <p>○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の期限到来後においても、引き続き対応方針を変えることなく適正に対応した。(実績: 196貸付先 271資金)</p> <p>○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延べ153回実施するとともに、必要に応じて、貸出条件緩和等により施設経営に関する支援を講じるなど、更な</p>	区 分	令和3年度末	令和2年度末	リスク管理債権比率	4.20%	4.91%	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.24%	-	破綻先債権	-	0.03%	危険債権	0.37%	-	延滞債権	-	0.65%	三月以上延滞債権	0.00%	0.00%	貸出条件緩和債権	3.59%	4.23%	リスク管理債権	108,614百万円	116,800百万円	総貸付残高	2,586,020百万円	2,377,442百万円	区 分	令和3年度末	令和2年度末	リスク管理債権比率	4.28%	6.02%	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.43%	-	破綻先債権	-	0.05%	危険債権	0.60%	-	延滞債権	-	2.29%	三月以上延滞債権	0.01%	0.02%	貸出条件緩和債権	3.24%	3.66%	リスク管理債権	114,587百万円	150,176百万円	総貸付残高	2,677,480百万円	2,496,433百万円	
区 分	令和3年度末	令和2年度末																																																															
リスク管理債権比率	4.20%	4.91%																																																															
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.24%	-																																																															
破綻先債権	-	0.03%																																																															
危険債権	0.37%	-																																																															
延滞債権	-	0.65%																																																															
三月以上延滞債権	0.00%	0.00%																																																															
貸出条件緩和債権	3.59%	4.23%																																																															
リスク管理債権	108,614百万円	116,800百万円																																																															
総貸付残高	2,586,020百万円	2,377,442百万円																																																															
区 分	令和3年度末	令和2年度末																																																															
リスク管理債権比率	4.28%	6.02%																																																															
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.43%	-																																																															
破綻先債権	-	0.05%																																																															
危険債権	0.60%	-																																																															
延滞債権	-	2.29%																																																															
三月以上延滞債権	0.01%	0.02%																																																															
貸出条件緩和債権	3.24%	3.66%																																																															
リスク管理債権	114,587百万円	150,176百万円																																																															
総貸付残高	2,677,480百万円	2,496,433百万円																																																															

<p>営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。</p> <p>また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。</p> <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度 100 回</p>	<p>し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。</p> <p>また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○経営の悪化した貸付先等への対応実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出条件緩和実績 ・法的措置等による債権回収実績 <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度 100回以上実</p>	<p>し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。</p> <p>また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を100回以上実施する。</p>	<p>供給体制の維持を図るよう努めているか。</p> <p>○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。</p> <p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>る経営悪化の防止を図った。</p> <p>○ き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。</p> <p>○ 案件の内容に応じて必要な法的措置等を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。</p> <p>a 破綻案件(3 貸付先)について、競売の配当等により早期回収。(実績：141 百万円)</p> <p>b 実質破綻案件(2 貸付先)について、競売の配当等により回収。(実績：138 百万円)</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>		
---	--	---	---	--	--	--

<p>以上実施すること。(第3期中期目標期間実績(平成25年度から平成28年度実績をいう。以下同じ。)平均:98回)</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させること。(第3期中期目標期間実績:49機関(年度平均12.3機関))</p> <p>③ 正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施すること。(平成27年度及び平成28年度実績平均:48貸付</p>	<p>施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させる。</p> <p>③ フォローアップ調査については、正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施する。</p>	<p>② 協調融資金融機関数について、13機関以上拡大する。</p> <p>③ フォローアップ調査については、正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエローゾーン先)に係る実地調査等を55貸付先以上</p>	<p>○ 協調融資金融機関数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエローゾーン先)に係る実地調査等の実施先数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記②のとおり。</p> <p>○ 上記③のとおり。</p>			
---	---	---	---	-------------------------------------	--	--	--

先)

に実施する。

<新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務>

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支障がある福祉医療関係施設の事業者に対する経営資金（長期運転資金）について、優遇融資を前年度に引続き実施した。また、国の福祉医療政策と緊密に連携し、国の策定した予算等の内容について、厚生労働省と調整のうえ、機構ホームページに公表するとともに、福祉医療関係団体に周知を依頼し、積極的にPRを行った。
- 専任体制による組織「新型コロナウイルス対応支援室」を令和3年4月に新たに設置し、業務運営体制を強化するとともに、専用コールセンターの設置や貸付業務の基幹システムに連携させるサブシステムの運用により迅速な処理を実施した。
- コロナ禍以後の民間金融機関による福祉医療施設に対する融資が円滑に進むようコロナ禍における福祉医療施設を取り巻く環境や経営状況、与信判断や審査のポイントについて、意見交換や勉強会を通じて、民間金融機関に対して情報提供を行った。
- 福祉医療関係団体に対して、コロナ禍における福祉医療施設の経営状況について、情報提供を行うとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、今後必要な融資条件について意見交換を実施し、感染症対策を伴う施設整備に対する優遇融資制度を令和4年度から創設することとした。
- 地方公共団体の福祉及び医療施設整備担当者に審査のポイントや福祉医療施設の経営状況、行政担当者セミナー等の情報提供を行い、福祉医療施設が行政からの助言、支援を適時得られるよう対応を行った。
- 令和3年度における新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付審査の実績は、次のとおりである。

《福祉貸付》 (金額の単位：百万円)

施設の種類	令和3年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
老人福祉関係施設	3,574	114,692	4,885	201,201
うち特養	196	10,305	449	23,793
児童福祉関係施設	1,439	37,360	1,793	60,702
うち保育所	117	4,086	113	4,221
障害者福祉関係施設	1,902	50,234	1,948	66,622
その他	108	3,366	65	2,460
計	7,023	205,651	8,691	330,984

				<p>《医療貸付》 (単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>336</td> <td>63,717</td> <td>2,466</td> <td>633,984</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>120</td> <td>10,399</td> <td>560</td> <td>51,817</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>10</td> <td>922</td> <td>31</td> <td>2,903</td> </tr> <tr> <td>診療所等</td> <td>2,694</td> <td>81,073</td> <td>17,733</td> <td>599,028</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,160</td> <td>156,111</td> <td>20,790</td> <td>1,287,731</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた290貸付先(420資金)から当面6か月の返済猶予の申し出を受け、元利金返済猶予の措置を講じた。また、6か月の返済猶予期間到来後は、貸付先の要望を踏まえながら経営状態等を勘案し、引き続き返済再開が困難な161貸付先236資金(延べ数)に対しては返済猶予措置を延長、58貸付先74資金(延べ数)については返済を再開した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金により貸付金が大幅に増加したことから、建築資金を主体とする通常の融資と新型コロナウイルス対応支援資金にグルーピングしたうえで、貸倒引当金を適正に計上した。</p>	施設の種類	令和3年度		令和2年度		件数	金額	件数	金額	病院	336	63,717	2,466	633,984	介護老人保健施設	120	10,399	560	51,817	介護医療院	10	922	31	2,903	診療所等	2,694	81,073	17,733	599,028	計	3,160	156,111	20,790	1,287,731	
施設の種類	令和3年度		令和2年度																																				
	件数	金額	件数	金額																																			
病院	336	63,717	2,466	633,984																																			
介護老人保健施設	120	10,399	560	51,817																																			
介護医療院	10	922	31	2,903																																			
診療所等	2,694	81,073	17,733	599,028																																			
計	3,160	156,111	20,790	1,287,731																																			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	福祉医療経営指導事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号 802

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
セミナーの延べ受講者数（計画値）	延べ16,200人以上	-	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上 (16,200人)	予算額（千円）	316,221	422,019	479,467	455,869	
セミナーの延べ受講者数（実績値）	-	3,808人	4,072人 (4,072人)	3,496人 (7,568人)	- ※コロナにより実施できず	- ※コロナにより実施できず		決算額（千円）	422,083	451,125	420,586	503,816	
達成度	-	-	125.7%	107.9%	-	-		経常費用（千円）	401,775	483,796	467,795	475,412	
リサーチレポート件数（計画値）	延べ80件以上	-	16件以上	16件以上	16件以上	16件以上	16件以上 (80件)	経常利益（千円）	0	0	0	0	
リサーチレポート件数（実績値）	-	20件	17件 (17件)	23件 (40件)	19件 (59件)	20件 (79件)		行政コスト（千円）	-	697,159	467,795	475,412	
達成度	-	-	106.3%	143.8%	118.8%	125.0%		行政サービス実施コスト（千円）	157,995	-	-	-	
マスコミの引用回数（計画値）	延べ340回以上	-	68回以上	68回以上	68回以上	68回以上	68回以上 (340回)	従事人員数	30.41人	32.53人	33.32人	33.73人	
マスコミの引用回数（実績値）	-	78回	133回 (133回)	145回 (278回)	129回 (407回)	143回 (550回)							
達成度	-	-	195.6%	213.2%	189.7%	210.3%							

経営診断の実施回数（計画値）	延べ 1,710 件以上	—	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上							
経営診断の実施回数（実績値）	—	429 件	372 回 (372 回)	375 回 (747 回)	418 回 (1,165 回)	411 回 (1,576 回)								
達成度	—	—	108.8%	109.6%	122.2%	120.2%								

※ セミナー延べ受講者数について、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、定量的指標から除外。（注）一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	主務大臣による評価
<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間におけるセミナーの延べ受講者数を16,200人以上とする。</p> <p>② 中期目標期間における施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)を80件以上公表する。</p> <p>③ 中期目標期間において、リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を340回以上とする。</p> <p>④ 中期目標期間において経営診断の実施件数を延べ1,710件以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響を勘案して感染拡大リスクがある集合セミナーは実施せず、代替措置として12セミナーをオンライン配信した。</p> <p>また、前年度からの継続配信6セミナーを含めた令和3年度の延べログイン数は、10,457件となった。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)を20件公表した。</p> <p>③ リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に143回引用された。</p> <p>④ 経営診断を411件実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>○ セミナーについては、新型コロナウイルスの足元の感染拡大状況を踏まえて柔軟な対応をとることとし、集合形式からオンライン配信に切り替えて、12セミナーを開催した。令和2年度からの継続配信6セミナーを含めた令和3年度の延べログイン数は、合計で10,457件と令和2年度実績(10,251件)を上回った。</p> <p>セミナーの内容については、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するなか、with/afterコロナを踏まえて福祉医療施設の経営を支援するため「新型コロナウイルス対策経営セミナー」を配信したほか、施設を運営する経営者の立場から「子どもが主体」の保育についての実践事例など、時宜を得たテーマを設定した。</p> <p>さらに、機構が実施したリサーチの結果やコンサル事例等を機構職員が講演する情報提供等を行った。</p> <p>その結果、受講者に対するアンケートで95.2%が「有用である」と回答しており、コロナ禍においても健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。</p> <p>○ 福祉医療施設の経営者等を対象としたセミナーの他、「行政担当者向け事業者支援セミナー」のオンライン配信等を実施し、機構職員が講師となって、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

<p>保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。</p>	<p>が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。 (関連指標) ○セミナーのサービス向上取組実績 ・開催回数 ・セミナー有用度</p>	<p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、直近の報酬改定、地域共生社会及び働き方改革等の内容を踏まえたテーマを設定するとともに、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。セミナーの開催方法は全国及び地域の新型コロナウイルスの感染状</p>	<p><評価の視点> ○ セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。</p>	<p>○ セミナー年間実施計画のうち令和4年1月以降に開催を予定していた3セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、新規の取組みとして集合形式とオンライン配信の併用による有料セミナーを企画した。最終的には、足元の感染状況を踏まえ、感染リスクを考慮して、集合形式との併用ではなくオンラインセミナー開催へと柔軟に切り替えた。 ○ オンラインセミナーでは、機構によるリサーチ結果やコンサル事例等に基づき、機構職員による講義を実施するとともに、施設整備や経営管理に関する優良実践事例についての講義を行うなど、機構の独自性を発揮した。 ○ セミナー年間実施計画に基づき、医師の働き方改革等の2040年に向けた柔軟かつ持続可能な医療提供体制の構築や、保育・教育の質の向上と人材の多様性に焦点を当てるなど、幅広い視点に立ったセミナーを開催するとともに、今後の事業展開を見据えた財務諸表の見方・使い方に係るセミナーを開催し、受講者の経営管理等に有用な講義となるよう内容の充実を図った。</p>	<p>時に必要な知見、経営分析のポイントなどについて情報提供を行い(受講者:3都道県合計127人)、行政による社会福祉法人支援の高度化に資する情報提供を実施した。 ○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、特別養護老人ホームや保育所、障害福祉サービス事業所、病院等の経営状況に加えて、特別養護老人ホームの人材確保に関する調査結果など、計20件を作成・公表し、令和3年度計画の目標値(16件以上)を上回る実績を上げることができた。 また、社会福祉法人及び病院の課題や経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査及び病院経営動向調査を継続的に実施するとともに新型コロナウイルス感染症に伴う影響等に関する調査項目を設けて集計・分析のうえ、コロナ患者の受入状況や職員等のワクチン接種状況を公表するなど、時宜を得た情報提供を行うことができた。 ○ リサーチ結果の公表などがマスコミの記事・論文等に引用された回数については、143回と令和3年度計画の目標値(68回以上)を大きく上回る実績をあげることができた。 ○ 地方公共団体や社会福祉協議会等に職員を派遣するなどし、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演(22回)を行うとともに社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体で執</p>
---	---	--	---	---	---

況に配慮し、利用者の受講機会の確保を図る観点から、状況に応じて柔軟に対応する。

セミナー名	令和3年度 ログイン数
病院経営実務セミナー（3/14 配信）	231
子ども・子育て支援事業経営セミナー（2/14 配信）	267
社会福祉法人会計実務セミナー（2/7 配信）	2,336
軽費・養護老人ホーム経営セミナー（12/8 配信）	238
精神科病院経営実務セミナー（12/1 配信）	229
介護老人保健施設経営セミナー（11/17 配信）	1,142
障害福祉サービス経営セミナー（11/10 配信）	655
特別養護老人ホーム経営セミナー（10/29 配信）	499
医療政策・経営セミナー（令和3年度新規配信）（9/3 配信）	693
社会福祉施設経営実務セミナー（7/1 配信）	949
小計（R3 新規配信分）	7,239
医療政策・経営セミナー（令和2年度からの継続配信）	1,199
病院経営実務セミナー（急性期）（令和2年度からの継続配信）	219
病院経営実務セミナー（慢性期）（令和2年度からの継続配信）	152
病院経営実務セミナー（精神科）（令和2年度からの継続配信）	157
小計（R2 継続配信分）	1,727
合計	8,966

○ セミナー年間実施計画に基づくセミナーに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとした期中の経営環境の変化を踏まえ、福祉医療施設の経営支援のため、「新型コロナウイルス対策経営セミナー」、「高齢者施設政策・経営セミナー」をオンラインで配信した。

「新型コロナウイルス対策経営セミナー」では、令和2年度開催分の続編として福祉・医療の現場での不安やストレスに適切に向き合い、with/after コロナを踏まえた今後の経

筆（29本）するなど、福祉医療施設の経営基盤強化を支援するための取組みを推進した。

○ 書面による経営診断に加えて、訪問等を伴う経営診断として、個別支援プログラムでは、法人・施設の個別のニーズに合わせて、人口推計などによる周辺環境の分析や財務収支の経営分析、人事考課策定等のコンサルティングを実施した。これらの経営診断の実施件数は411件となり、令和3年度計画の目標値（342件以上）を大幅に上回った。

○ また、経営診断の利用者に対するアンケートでは、100.0%が「有用である」と回答しており、福祉医療施設の健全経営を支援することができた。

○ 厚生労働省医政局及び北海道置戸町から業務を受託し、それぞれの課題を踏まえた調査・分析結果等を提案することにより、医療従事者の勤務環境の改善や分析施設の経営改善に向けた取組みを支援することができた。

○ 以上のとおり、定性面においては、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・プレスリリース等により有益な情報を幅広く提供することができた。また、調査・分析や経営診断にあたっては、機構が保有する貸付先等から提供された固有データを有効に活用することにより、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営に資する取組みを実施した。

定量面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施

<p>(2)施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の</p>	<p>(2)施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行</p>	<p>(2)施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析を実施し、リサーチレポートの公表等による情報提供を行う。 また、特別養護</p>	<p>○ 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行っているか。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の</p>	<p>営や安定した組織運営の在り方に関する講義を行った。 また、「高齢者施設政策・経営セミナー」では、令和3年4月の介護報酬改定で義務付けられた新型コロナウイルス感染症対策や災害対応など、最新の話題に関する講義を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1279 268 1949 867"> <thead> <tr> <th>セミナー名</th> <th>令和3年度 ログイン数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者施設政策・経営セミナー（12/15配信）</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス対策経営セミナー（5/17配信）</td> <td>404</td> </tr> <tr> <td>小計（R3新規配信分）</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス対策経営セミナー福祉編（令和2年度からの継続配信）</td> <td>435</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス対策経営セミナー医療編（令和2年度からの継続配信）</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>小計（R2継続配信分）</td> <td>691</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,491</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ これらのオンラインセミナーの視聴後のアンケートでの有用度は95.2%となり、コロナ禍においても、福祉医療施設等の健全な経営を支援するため、有益な情報提供を行った。</p> <p>○ 社会福祉法人の監査・指導権限が市区町村に移管されているなかで、社会福祉法人支援の高度化の必要性について課題意識があった3都道府県管内の市区町村の行政担当者を対象とした「行政担当者向け事業者支援セミナー」をオンライン配信等により共催した。機構職員が講師となって、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントなどについて情報提供を行った。（受講者：3都道県合計127人）</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染が拡大する中、社会福祉法人や医療法人等の経営状況を把握し、施設及び運営法人の経営を支援するため「新型コロナウイルス感染症の影響等に関する調査」や「人材確保に関するアンケート調査」等を実施するとともに、施設の経営状況やアンケート結果に関するリサーチレポート等を作成のうえ、プレスリリースし、機構ホームページで公表した。（実績：20回）</p> <p>○ 特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握するため、「社会福祉法人経営動向調査」（実績：4回、調査対象：526法人）を、病院及び病院を運営する医療法人の課題や経営状況の実感を定期的に把</p>	セミナー名	令和3年度 ログイン数	高齢者施設政策・経営セミナー（12/15配信）	396	新型コロナウイルス対策経営セミナー（5/17配信）	404	小計（R3新規配信分）	800	新型コロナウイルス対策経営セミナー福祉編（令和2年度からの継続配信）	435	新型コロナウイルス対策経営セミナー医療編（令和2年度からの継続配信）	256	小計（R2継続配信分）	691	合計	1,491	<p>できなかったセミナーを除く3指標の全てで120.0%を超えており、計画を大幅に上回る実績（達成度平均151.8%）を上げることができた。なお、セミナーについては令和3年度も前年度に引き続き代替措置としてオンラインセミナーを配信することとなったが、前年度を上回るログイン数となるなど、コロナ禍でセミナーが開催できない中でも、安定した経営を支援するための情報を提供することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
セミナー名	令和3年度 ログイン数																					
高齢者施設政策・経営セミナー（12/15配信）	396																					
新型コロナウイルス対策経営セミナー（5/17配信）	404																					
小計（R3新規配信分）	800																					
新型コロナウイルス対策経営セミナー福祉編（令和2年度からの継続配信）	435																					
新型コロナウイルス対策経営セミナー医療編（令和2年度からの継続配信）	256																					
小計（R2継続配信分）	691																					
合計	1,491																					

<p>充実を図るなどの取組を行うこと。</p>	<p>い、調査・分析結果の利活用の促進に努める。 (関連指標) ○ 福祉医療分野における情報提供実績 ・ 講師派遣回数 ・ 外部媒体執筆件数 ・ 社会福祉法人経営動向調査モニター法人数</p>	<p>老人ホーム、病院及びそれらを運営する法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、経営動向調査を実施し、公表する。</p>	<p>利活用の促進に努めているか。</p>	<p>握するため、「病院経営動向調査」(実績:4回、調査対象:336病院)を実施した。また、それぞれの調査にあたっては、新型コロナウイルス感染症に伴う影響等に関する調査項目を設けて集計・分析のうえ、コロナ患者の受入状況や職員等のワクチン接種状況を公表するなど、時宜を得た情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これらのリサーチ結果の公表などにより、マスコミに143回記事として引用された。 ○ 横浜市主催の障害福祉人材確保セミナーや福島県社会福祉協議会主催の社会福祉法人理事研修など、地方公共団体や社会福祉協議会等が主催するセミナーや研修会等に機構職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果などについて講演を行った。(実績:合計22回、うちオンライン配信形式11回) ○ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業評価検討委員会(内閣府)や高齢者福祉事業経営委員会(全国社会福祉法人経営者協議会)など国等が設置する有識者会議等において、機構職員が構成員として参画した。(実績:6会議) ○ 社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、福祉・医療業界専門誌等の外部媒体において執筆した。(実績:29本) ○ 顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の貸付先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断)サービスをWAMNET基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設:特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所・認定こども園、病院、介護老人保健施設/利用件数:1,919件) ○ 厚生労働省医政局より「医療機関における医師作成文書等の運用並びに事務負担等に関する調査・研究事業」を受託し、全国約2,000の医療機関に対し医師作成文書等の運用状況や業務負担、負担の理由等に関する調査を実施するとともに、その結果を医師の働き方改革に関する今後の議論等の参考資料としてとりまとめを行った。 ○ 厚生労働省医政局より「都道府県における医療勤務環境改善に関する令和2年度活動実績及び令和3年度活動計画に係る集計分析業務」を受託し、医療機関による従事者の勤務環境改善を支援するために各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの業務実績や活動計画を分析した。さらに、より効果的な取組みを促進するため、活動実績を他の都道府県と比較可能な資料としてとりまとめ、今後の議論の参考資料として活用された。 		
-------------------------	--	---	-----------------------	---	--	--

<p>(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。</p> <p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p>	<p>(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○ 経営診断のサービス向上取組実績 ・経営診断有用度</p> <p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p>	<p>(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。</p> <p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p>	<p>○ 経営診断について、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。</p>	<p>○ 一般社団法人東京都病院協会より「新型コロナウイルス感染症下における東京都の病院の運営状況と補助金等経営支援の状況に関する調査(令和3年度東京都医師会調査研究委託事業)」を受託し、コロナ禍の東京都内の病院の経営状況を調査するとともに、行政による補助金等の経営支援の状況などを把握・分析したうえで、今後の政策・施策提言に活用するための資料として報告書にとりまとめを行った。</p> <p>○ 個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援として、経営診断等を合計411件実施した。(経営診断:399件、経営分析プログラム:2件、個別支援プログラム:7件、人事給与分析プログラム:2件、介護医療院移行支援プログラム1件) また、経営診断の利用者に対するアンケートでの有用度は100%であった。</p> <p>○ 経営分析プログラム等については、機構が保有する全国の法人・施設の経営状況等に関する固有データを指標化し、同種同規模の類似先と比較するなど、貸付先等から提供された情報を有効に活用することにより、個々の法人・施設の経営支援を実施した。</p> <p>○ 個別支援プログラムについては、社会福祉法人に係る人事給与制度・給与水準等の見直しや、行政と関係性の深い社会福祉協議会等に対する経営分析支援等を実施し、改善策等を提示した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金による貸付先の急増に対して、事業報告書等電子報告システム等を活用することにより、報告データを効果的かつ効率的に収集した。また、特に貸付先が急増した診療所に係る報告データを集計・分析し、診療所の経営分析参考指標を新たに作成した。</p> <p>○ 北海道置戸町から「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの経営分析支援業務に係るコンサルティング業務」を受託した。置戸町が指定管理を委託している養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(現在の委託先は社会福祉協議会)が指定管理期間の更新時期を迎えるにあたり、両施設の経営分析を実施し、今後の経営改善において注力すべき課題等を提示した。</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。(第3期中期目標期間実績：12,926 人(年度平均 3,232 人))</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表すること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績：レポート公表 47 件(年度平均 15.7 件))</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とすること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績：記事等引用回数 199 件(年度平均 66.3 件))</p> <p>④ 経営診断については、中期</p>	<p>① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表すること。</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とすること。</p> <p>④ 経営診断については、中期</p>	<p>① セミナーについては、延べ受講者数を 3,240 人以上とする。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果については、16 件以上公表すること。</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を 68 回以上とすること。</p> <p>④ 経営診断については、延べ</p>	<p>○ セミナーの延べ受講者数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果の公表件数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 経営診断の実施延べ件数について、</p>	<p>○ 上記①のとおり。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p> <p>○ 上記③のとおり。</p> <p>○ 上記④のとおり。</p>			
--	--	---	---	---	--	--	--

<p>目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施すること。(第3期中期目標期間実績：1,363件(年度平均340.8件))</p>	<p>目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施する。</p>	<p>342件以上の診断を実施する。</p>	<p>中期計画を達成しているか。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ セミナー年間実施計画に基づくセミナーに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとした期中の経営環境の変化を踏まえ、福祉医療施設の経営支援のため、「新型コロナウイルス対策経営セミナー」、「高齢者施設政策・経営セミナー」をオンラインで配信した。</p> <p>「新型コロナウイルス対策経営セミナー」は令和2年度開催分の続編として、福祉・医療の現場での不安やストレスに適切に向き合い、with/after コロナを踏まえた今後の経営や安定した組織運営の在り方に関する講義を行った。</p> <p>また、「高齢者施設政策・経営セミナー」は、令和3年4月の介護報酬改定で義務付けられた新型コロナウイルス感染症対策や災害対応など、最新の話題に関する講義を行った。(再掲)</p> <table border="1" data-bbox="1279 1167 1952 1766"> <thead> <tr> <th>セミナー名</th> <th>令和3年度 ログイン数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者施設政策・経営セミナー(12/15配信)</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス対策経営セミナー(5/17配信)</td> <td>404</td> </tr> <tr> <td>小計(R3新規配信分)</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス対策経営セミナー福祉編(令和2年度からの継続配信)</td> <td>435</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス対策経営セミナー医療編(令和2年度からの継続配信)</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>小計(R2継続配信分)</td> <td>691</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,491</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経営分析プログラム、個別支援プログラム及び人事給与分析プログラムについては、実地調査により顧客の問題意識に合致したサービスの提供に取り組んできたが、新型コロナウ</p>	セミナー名	令和3年度 ログイン数	高齢者施設政策・経営セミナー(12/15配信)	396	新型コロナウイルス対策経営セミナー(5/17配信)	404	小計(R3新規配信分)	800	新型コロナウイルス対策経営セミナー福祉編(令和2年度からの継続配信)	435	新型コロナウイルス対策経営セミナー医療編(令和2年度からの継続配信)	256	小計(R2継続配信分)	691	合計	1,491		
セミナー名	令和3年度 ログイン数																					
高齢者施設政策・経営セミナー(12/15配信)	396																					
新型コロナウイルス対策経営セミナー(5/17配信)	404																					
小計(R3新規配信分)	800																					
新型コロナウイルス対策経営セミナー福祉編(令和2年度からの継続配信)	435																					
新型コロナウイルス対策経営セミナー医療編(令和2年度からの継続配信)	256																					
小計(R2継続配信分)	691																					
合計	1,491																					

					<p>イルスの感染拡大の中で、顧客の要望に応じて実地調査とオンライン面談を併用することにより、従来以上に質の高いサービスを提供することができた。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	社会福祉振興助成事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第7号及び第8号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号798・802

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
平均処理期間（計画値）	22日以内	-	22日以内	22日以内	22日以内	22日以内	22日以内		予算額（千円）	954,168	906,842	844,336	1,318,918
平均処理期間（実績値）	-	20.9日	18.5日	18.3日	20.7日	17.0日		決算額（千円）	973,246	888,390	856,860	812,114	
達成度	-	-	118.9%	120.2%	106.3%	129.4%		経常費用（千円）	972,967	894,110	854,204	811,618	
助成事業の利用者満足度（計画値）	最高評価の率 60%以上	-	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	経常利益（千円）	△95	△1	△9,668	△81	
助成事業の利用者満足度（実績値）	-	62.3%	65.8%	67.4%	69.5%	66.1%		行政コスト（千円）	-	1,034,509	854,204	811,618	
達成度	-	-	109.7%	112.3%	115.8%	110.2%		行政サービス実施コスト（千円）	641,786	-	-	-	
								従事人員数	6.90人	6.97人	6.77人	6.22人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	＜評価に至った理由＞
<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉</p>	<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政</p>	<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動で、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、地</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とする。</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>なし</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>○ 助成事業の募集にあたっては、国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>① 令和3年度助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、17.0日となった。</p> <p>② 令和3年度助成事業の助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、66.1%の利用者から「とても満足」との回答を得た。</p> <p>○ 令和4年度の募集にあたり、政策動向や国民ニーズ、令和2年度助成事業の事後評価結果、令和3年度の助成事業の実施状況を踏まえつつ、社会の変化に伴い新たに発生した課題にも対応するため、近年増加しているヤングケアラーへの支援などを踏まえ、助成テーマの見直しを行った</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <p>○ 令和4年度助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえ、国と協議のうえ募集要領を策定・公表することで、政策的に必要なテーマに重点化して募集することができた。</p> <p>なお、社会の変化に伴い新たに発生した課題にも対応するため助成テーマの見直しを行ったほか、2年に渡る採択や正職員の人件費の一部を対象とするなど見直しを行った。</p> <p>また、令和4年度助成事業の審査においては、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題に対応した取組みに重点を置いて採択した。</p> <p>○ 令和4年度のモデル事業の募集にあたっては、事業評価結果及び審査・評価委員からの助言を踏まえ、「国や自治体において政策化・制度化を目指す新たなモデルとなりうる活動であること」や「通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する事業は対象外であること」等の要件を引き続き明確化し、実施した。</p> <p>○ 上記に加え、令和3年度補正予算にて、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援活動を実施する団体に対し、助成事業を実施するため、国と協議のうえ「令和3年度社会福祉振興助成事業募集要領」（コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間</p>	<p>評定</p> <p>＜評価に至った理由＞</p>	

政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。

策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。
(関連指標)
○募集及び採択実績
・募集及び採択の件数・金額
○募集等に係る周知実績
・周知活動回数(メールマガジン、Twitter、Facebook等)
○他団体との連携・協働による効果
・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があつた事業の割合

策を振興する上で必要なテーマに重点化することに加え、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題等にも対応することとし、国と協議の上、助成方針を定め、募集要領等に明記し、広く公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。

点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定しているか。

ほか、事業の発展性が期待できるものについては2か年にわたり採択することや正職員の人件費の一部を対象経費とするなどの見直しを行った。

また、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題等に対応する事業については、審査における採点時に加点することとし、国と協議のうえ「令和4年度社会福祉振興助成事業募集要領」(通常助成事業及びモデル事業版)を策定し、公表した。

- モデル事業では、社会課題が一層複雑化する中、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的とした。令和4年度募集にあたっては、事業評価結果及び審査・評価委員からの助言を踏まえ、「国や自治体において政策化・制度化を目指す新たなモデルとなりうる活動であること」や「通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する事業は対象外であること」等の要件を引き続き明確化し行った。
- 上記に加え、令和3年度補正予算にて、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援活動を実施する団体に対し、助成することとし、国と協議のうえ「令和3年度社会福祉振興助成事業募集要領」(コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業)を策定し、公表した。
- 令和3年度助成事業に係る助成実績は、次のとおりである。

(金額の単位：百万円)

区 分	募 集		採 択		交 付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	445	2,049	97	425	96	417
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	160	1,062	36	194	36	192
合 計	605	3,111	133	619	132	609
上記のうち モデル事業 (再掲)	83	671	7	57	7	57

- 令和4年度助成事業及び令和3年度補正予算事業に係る採択実績は、次のとおりである。

団体活動助成事業)を策定し、募集及び採択を行った。

- 助成事業の選定にあたっては、国及び審査・評価委員会の了承を得たうえで公表した募集要領に基づき、同委員会において審査・採択し、公正性、客観性及び透明性を確保することができた。
- 令和3年度助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、これまで助成先団体ごとに個別に行っていた交付決定(助成決定)の事務手続きを見直すといった業務の効率化により、17.0日となり、中期計画の目標値(22日以内)を上回る実績を上げることができた。
- 令和3年度助成事業の全ての助成先団体に対して進捗状況の確認調査を実施し、事業の実施状況についてフォローを行った。
- 助成金の不正受給や不正使用の防止の観点から、完了報告時におけるチェックに加え、監査部門との連携によるチェック体制を継続するとともに、不正が明らかになった場合の対応として、機構が団体名等を公表できる旨を内定団体向けの事業実施説明動画において説明するなど、助成先団体のガバナンス強化を図った。
- 令和2年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価にあたっては、助成先団体との対話やスコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施するとともに、委員によるヒアリング評価につ

【令和4年度助成事業】 (金額の単位：百万円)

区 分	募 集		採 択	
	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	391	1,992	96	442
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	106	753	27	162
合 計	497	2,745	123	604

【令和3年度補正予算事業】 (金額の単位：百万円)

区 分	募 集		採 択	
	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	168	901	53	270
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	46	489	16	195
合 計	214	1,390	69	465

- 令和4年度助成事業及び令和3年度補正予算事業に係る募集等の周知実績は、次のとおりである。

広報手段	回数	実績値
メールマガジン	5回	登録者約 4,827 件
SNS (Facebook 等)	19回	登録者約 2,056 件
Facebook 広告	148,209回	表示人数 53,374 名 HPアクセス数 4,717 回
募集案内の送付	1回	送付先 720 件
募集説明動画の公開	1回	動画ページアクセス数 3,083 回
募集説明会 (オンライン)	8回	参加者 354 名
新聞広告掲載	2回	発行部数 50,000 部
月刊誌掲載	1回	発行部数 20,000 部
プレスリリース	2回	—

その他、WAM 助成の年間を通じた事業の周知及び利用促進を図るため、内閣府「NPO ホームページ」への WAM 助成バナーの設置を継続するとともに、WAM 助成募集概要を取りまとめた説明資料を全国各地の行政機関、社会福祉協議会、NPO 支援センター等に配布した。

- 令和3年度助成事業の助成先団体による事業実績 (132 事業) のうち、「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」とする助成先団体が 82.6% (109 事業)、「事業完了後も連携を継続していく見込み」とする助成先団体が 90.9% (120 事業) との回答を得た。また、連携にあたっては、行政・社協・大学・企業等の多機関に

いては複数の委員で協議して評価を決定することにより、評価結果の精度や客観性の向上を図った。

- 地域共生社会の実現に向け、中心的な担い手となる行政との協働並びに優れた取組みを普及させる目的で、NPO 法人等による地域の福祉課題の解決に資するための WAM 助成シンポジウムをオンラインで開催した。オンラインで開催したことにより、前回比約 4.9 倍の参加申し込みがあり、参加者アンケートにおいては「良い変化があった」との回答が 95.2% に達するなど、目的に沿った結果となった。
- 事後評価結果については報告書として取りまとめ、審査・評価委員会の了承を得たうえで公表し、特に優れた助成事例について、機構ホームページや WAM 助成 e-ライブラリー等で広く周知した。
- 以上のとおり、当該事業において PDCA サイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現している。助成事業の成果 (効果) については、助成先団体が実施する事業の利用者 (エンドユーザー) を対象とした満足度調査を実施した結果、66.1% の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ており、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーに対する高い効果 (満足度) を確認することができた。
- また、助成先団体については、令和3年度助成事業の助成先のうち、82.6% の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」との回答があり、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。

<p>(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。</p> <p>なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」(平成27年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえること。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。</p>	<p>(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。</p> <p>なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」(平成27年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえることとする。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させる。</p>	<p>(2) 助成金申請業務の効率化により、令和3年度分助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。</p> <p>なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」(平成27年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえることとする。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化を図るため、助成先法人等への現地調査、指導等を行う。</p>	<p>○ 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図っているか。</p> <p>○ 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させているか。</p>	<p>よる強みを活かした連携や、地域内の行政・企業等との連携に加えて地域外の支援団体との広域ネットワークを構築した連携などの事例が見られた。</p> <p>○ 助成金申請業務については、採択団体別に機構専任担当者を配置し、細やかな調整事項に対応できる体制を構築していることに加え、内定事務説明動画の作成・配信等により、採択団体が円滑に助成金申請手続きを行えるようにした。また、これまで助成先団体ごとに個別に行っていた交付決定(助成決定)の事務手続きを見直す等の業務の効率化を図ることにより、助成金申請の受理から交付決定までの平均処理期間を17.0日とした。</p> <p>○ 「IT利活用に係る基本指針」を踏まえ、応募手続きの簡素化(応募フォームへの入力方法等の改善)により助成金申請業務の効率化を図った。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、令和3年度の内定団体に対しては、例年集合形式で実施している説明会に代えて、事業実施に係る説明動画を配信し、事業を適切に実施するための留意事項や助成先団体として整備すべき体制などについて説明することにより、ガバナンス強化の重要性に係る意識づけを行った。</p> <p>○ 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用した場合や、その他規程等に違反する悪質な行為により助成決定の取消し等を行った場合の公表について、募集要領に留意事項として明記し、注意喚起を行った。</p> <p>○ ガバナンス強化の取組みとして、監査室と連携し、令和2年度助成先について、実地監査及び書面による内部監査を実施した。(実施監査件数:10件、書面監査件数:20件)</p> <p>○ 令和3年度助成先団体に対する進捗状況調査において、調査票に団体のガバナンス体制に係るチェック項目に加え、事業の実施体制に係るチェック項目を新たに設け、課題を抱えている団体等に対しては、適宜、課題解決のための相談・助言を実施した。</p>	<p>○ 加えて、令和元年度分助成事業を対象に助成終了後1年半経過後の時点で「フォローアップ調査」を実施したところ、助成終了後は資金面が課題となり事業継続が難しい中、助成先団体では、</p> <p>① 9割弱が事業を継続しており、助成時期と同規模以上で継続している事業は67.0%となっている</p> <p>② 事業継続の財源は「自己資金」が40.9%を占めた</p> <p>③ 3件が行政で制度化又はモデル事業化につながったなど、効果的な利用を確認することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	--	--	--	---	---	--

<p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。</p> <p>(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p>	<p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 期中支援の充実 ・進捗状況調査等の実施件数 ○ 助成先法人等の活動の発展・充実 ・助成事業報告会 (WAMセミナー) における満足度 <p>(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業の継続率 ・助成事業1年経過後における事業継続率 (助成事業と同程度) 	<p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。</p> <p>(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言を行うとともに、助成効果の高い優れた助成事業等を分かりやすく可視化し、機構ホームページ等で広く周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させているか。 ○ 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、全助成先団体による自己評価 (全141件) のうえ、審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価 (27団体) 及び書面評価 (110団体) を実施した。 ○ 審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価 (27団体) については、ヒアリング内容を団体に書面でフィードバックし、優良事例は事業評価報告書に取りまとめるとともに、ヒアリング等で審査・評価委員から上がった意見を踏まえ、令和4年度の募集要領・様式の見直しを行った。 ○ 事業評価報告書については、審査・評価委員会の意見を踏まえ、可読性、視認性を高めるため、フォント、レイアウトについて、ユニバーサルデザインに配慮した見直しを行った。併せて、事業評価報告書の更なる充実に向けた取組みとして、報告書にQRコードを掲載し機構ホームページと連動させた。 ○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、令和4年度WAM助成募集の説明については、例年集合形式で実施している説明会に代えて、募集説明動画を作成・公開するとともに、各地域でNPO法人を支援する中間支援組織を通じて参加者を募集したオンライン募集説明会を7地域(全国、北海道、東北、関東、東海、関西、九州 (2回)) にて8回開催し、より多くのNPO法人等に向けて助成事業の周知及び相談に対応した。 ○ 助成先からの要望により、効果的な事業実施や事業継続の体制づくりにつなげることを目的として、研修及び他団体との情報交換会等を3回実施した。 ○ ヒアリング評価等を通して助成先団体の活動を直接確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言を行った。(令和2年度) 		
---	--	--	---	---	--	--

以上)

ヒアリング評価 27 件)

- WAM 助成 e-ライブラリー（電子図書館）の更新を行い、これまでの採択事業 9,411 件分を掲載し、事業開始の際などに参考となる情報を提供した。また、WAM 助成 e-ライブラリーでは、事業区分、地域別や助成金額に加え、キーワードやフリーワードによる検索機能を設定したほか、検索方法を分かりやすく提示することにより、利用者の利便性にも配慮した。

助成事業 1 年経過後における事業継続率 (令和元年度助成先団体へのフォローアップ調査結果)	89.3%
---	-------

- 助成事業の成果普及及び利用促進を図るとともに、民間福祉団体における活動の参考とするため、月刊誌 WAM「いきいきチャレンジ」に掲載された助成事業の概要及び優良事例を「WAM 助成レポート」として冊子にまとめ、NPO 法人、行政、中間支援組織などへ配布するとともに機構ホームページに掲載した。
- 機構が発行している月刊誌のほかに、一般誌においても助成事業の優良事例紹介を行った。『広報誌 厚生労働(令和 3 年 12 月号)』「切れ目ない支援で孤立の解消をめざして」)
- 地域共生社会の実現に向け、中心的な担い手となる行政との協働並びに優れた取組みを普及させる目的で NPO 法人等による地域の福祉課題の解決に資するため、WAM 助成シンポジウム「NPO と行政との協働の現在地～地域共生社会の実現に向けて～」を令和 3 年 9 月にオンラインで開催した。オンラインで開催することで集合開催よりも多くの参加申し込みがあった。(申込人数：933 人 前回(令和元年度) 比約 4.9 倍)
参加者アンケートでは、シンポジウムに参加して「何らかの良い変化があった」とする回答が 95.2%であった。
- WAM 助成シンポジウムの開催にあたっては、厚生労働省より後援名義の使用許可を得るとともに、厚生労働省の協力のもと市町村あてにメール、また、中間支援組織への周知に対しては SNS を積極的に活用し、広く一般に参加を促した。開催後は、再配信を望む声に応え、当日の動画及び発表資料を掲載し、効果の最大化に努めた。(視聴回数：1,805 回)

<p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とすること。(第3期中期目標期間実績：平均 22.9 日)</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を 60%以上とすること。(第3期中期目標期間実績平均：59.3%)</p>	<p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を 60%以上とする。</p>	<p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を 60%以上とする。</p>	<p>○ 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 助成事業が対象とした利用者の満足度が中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記①のとおり。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、例年集合形式で実施している内定事務説明会に代えて説明動画を作成し、WAM NET 基盤を活用した連絡システムに掲載するなど、採択団体が円滑に助成金申請手続きを行えるよう支援した。</p> <p>これにより助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間については、17.0 日と目標値(22 日以内)を達成した。(再掲)</p> <p>○ 全助成先を対象とした進捗状況調査において、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の進め方についての相談があった 54 件について、協議、助言等を行った。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、令和 4 年度 WAM 助成募集の説明については、例年集合形式で実施している説明会に代えて、募集説明動画を作成・公開すると</p>		
---	--	--	--	--	--	--

				<p>ともに、各地域で NPO 法人を支援する中間支援組織を通じて参加者を募集したオンライン募集説明会を 7 地域(全国、北海道、東北、関東、東海、関西、九州 (2回))にて 8 回開催し、より多くの NPO 法人等に向けて助成事業の周知及び相談に対応した。(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 4 年度助成事業の審査にあたり、引き続き、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題等に対応した事業については、採点時に加点することとした。(再掲) ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、審査評価委員及び事務局ヒアリングの一部並びに令和 3 年度 WAM 助成シンポジウムについては、オンラインで開催した。 		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	退職手当共済事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	社会福祉施設職員等退職手当共済法第18条 独立行政法人福祉医療機構法第12条第9号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要であるため、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号 793・802

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
平均事務処理期間 (計画値)	42日以内	—	42日以内	42日以内	42日以内	42日以内	42日以内		予算額(千円)	115,190,065	121,103,262	123,295,310	121,879,937
平均事務処理期間 (実績値)	—	36.9日	41.4日	39.9日	41.0日	35.1日			決算額(千円)	111,221,707	114,763,250	116,981,396	117,579,115
達成度	—	—	101.4%	105.3%	102.4%	119.7%			経常費用(千円)	106,737,381	113,065,967	116,413,744	115,738,194
退職届作成システムの 利用割合(計画値)	30%以上	—	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上		経常利益(千円)	5,186,851	1,404,572	208,701	2,102,927
退職届作成システムの 利用割合(実績値)	—	33.7%	34.6%	41.4%	49.4%	52.4%			行政コスト(千円)	—	116,588,411	118,166,617	118,971,589
達成度	—	—	115.3%	138.0%	164.7%	174.7%			行政サービス実施コスト(千円)	46,004,964	—	—	—
									従事人員数	20.45人	20.69人	22.00人	23.26人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価	評価	主務大臣による評価									
<p>4 退職手当共済事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給</p>	<p>4 退職手当共済事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求</p>	<p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業については、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。</p> <p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間において請求書の受付から給付までの平均処理期間を42日以内とする。</p> <p>② 退職届作成システムの利用割合を毎年度30%以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間は、35.1日となった。</p> <p>② 退職届作成システムの利用割合は、52.4%となった。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和3事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>885,688人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>75,467人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>115,085,648千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 令和3年度においては、令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大への対応経験を踏まえ、退職手当金の支給に係る処理体制の更なる強化を図るため、次の取組みを行った。</p>	区 分	令和3事業年度	4月1日現在の被共済職員数	885,688人	退職手当金支給者数	75,467人	退職手当金支給額	115,085,648千円	単位掛金額	44,500円	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>○ 令和3年度においては、令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大への対応経験を踏まえ、支給事務手続きフローの全てを検証し、各手順の徹底的な見直しを実施したうえで令和2年度に試行した外部業務委託を本格実施するとともに、業務委託業者及びデータ入力業者と緊密に連携して週単位の処理目標の管理を徹底するなど、処理体制の更なる強化を図った。</p> <p>こうした取組みの結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、35.1日となり、中期目標に定められた目標値(42日以内)を大幅に上回る実績を上げることができた。</p> <p>○ 利用者アンケートの結果を踏まえ、共済契約者の退職届作成システムの認知を高めるため、利用促進のためのチラシについて、利用することのメリットを強調したデザインに変更するとともに、実際に利用しているお客様の意見を新たに掲載するなどの改訂をし、退職共済電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。</p> <p>また、各種手続きに係る共済契約者あての電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を行うとともに、WAMNET基盤のメール一括配信機能を活用し、退職共済電子届出システム利用者(ID保有者)あてに退職届作成システムの利用案内を送信し、システム利用によるメリットや利便性等を周知した。</p> <p>加えて、全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周知及び退職共済電子届出システムの利用</p>	<p>評価</p> <p><評定に至った理由></p>
区 分	令和3事業年度															
4月1日現在の被共済職員数	885,688人															
退職手当金支給者数	75,467人															
退職手当金支給額	115,085,648千円															
単位掛金額	44,500円															

<p>付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p>	<p>書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。 (関連指標) ○退職手当金支給実績 ・退職手当金支給件数・金額</p>	<p>書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。</p>	<p>付から給付までの平均処理期間の短縮を図っているか。</p>	<p>a 支給事務手続きフローの全てを検証し、各工程を細分化したうえで、確実性を確保しつつ、効率性の観点から各手順の徹底的な見直しを実施 b 各手順の重要度及び難易度を踏まえて委託が可能な工程を洗い出したうえで、令和2年度に試行した外部業務委託を本格実施 c 業務委託業者及びデータ入力業者と緊密に連携し、請求書の受理状況と過去の動向から想定される先々の業務量を共有するとともに、週単位で処理目標を設定し、その管理を徹底 ○ こうした取組みの結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、35.1日となった。</p>	<p>促進について依頼するとともに、退職共済電子届出システム未利用者あてにシステムの案内を送付するなど電子届出システムの利用拡大に努めた。 こうした取組みの結果、退職届作成システムの利用率は52.4%となり、中期目標値に定められた目標値(30%以上)を大きく上回る実績を上げることが出来た。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症や災害など、緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載するとともに、WAM NET 基盤のメール一括配信機能での案内を行った。また、機構ホームページに掲載している制度マニュアルについて、よりわかりやすいものとなるよう見直しを行うとともに、機構ホームページについて、利用者(共済契約者、被共済職員、退職者、一般国民)が見やすく、わかりやすい情報提供となるように全面刷新を行った。 都道府県等との連携においては、各都道府県ホームページとの相互リンクの状況を総点検のうえ、相互リンクがない都道府県と協議を行い、都道府県ホームページから退職手当共済事業へのリンクを新たに設けることでの幅広い制度周知を行った。 さらに、これまで行ってきた福祉専門職養成校協会との連携に加え、介護・福祉系の大学、専門学校に対しても退職手当共済事業を広報することにより、学生への制度周知の強化を図った。 こうした取組みの結果、加入職員は885,688人となり、前年度874,997人から10,691人増加した。</p>
<p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の簡素化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。</p>	<p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。 (関連指標) ○電子化の推進実績 ・電子届出システム利用率 ○利用者の事務負担軽減の取組実績 ・電子届出システム利用者満足度 ・掛金納付対象職員届処理に係るエラー発生率の減少度</p>	<p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、アンケート調査等により把握した利用者の意向を踏まえ、ICTの活用を進めるとともに、退職届作成システムの利用について周知し、利用の促進を図る。</p>	<p>○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進しているか。</p>	<p>○ 退職届作成システムの利用を促進するため、次の取組みを行った。 a 利用者アンケートの結果、共済契約者の退職届作成システムの認知が依然として十分といえないことが確認できたため、利用促進のためのチラシについて、利用することのメリットを強調したデザインに変更するとともに、実際に利用しているお客様の意見を新たに掲載するなどの改訂を行い、退職共済電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。 b 各種手続きに係る共済契約者あての電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を行った。 c WAM NET 基盤のメール一括配信機能を活用し、退職共済電子届出システム利用者(ID保有者)あてに退職届作成システムの利用案内を送信し、システム利用によるメリットや利便性等を周知した。 d 全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周知に加え、退職共済電子届出システムの利用促進について依頼を行った。 e 退職共済電子届出システム未利用者あてに、システムの案内を送付した。 ○ こうした取組みの結果、退職届作成システムの利用率は、52.4%となった。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受</p>	<p>○ 退職手当共済制度を幅広く周知するため、次の取</p>
<p>(3) 社会福祉施設</p>	<p>(3) 社会福祉施設等</p>	<p>(3) 社会福祉施設等</p>	<p>○ 社会福祉施設等</p>	<p>○ 退職手当共済制度を幅広く周知するため、次の取</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受</p>	<p>○ 退職手当共済制度を幅広く周知するため、次の取</p>

<p>等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。</p> <p>(4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間におい</p>	<p>に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○退職手当共済制度の周知実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等と連携し周知した実績 ・加入職員数 ・新規加入職員数 ・共済契約者へのアンケートによる福祉人材確保の貢献度 <p>(4)退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間におい</p>	<p>に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。</p> <p>(4)退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を42日以内とする。</p>	<p>に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知しているか。</p> <p>○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>組みを行った。</p> <p>a 新型コロナウイルス感染症や災害など、緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載するとともに、WAMNET 基盤のメール一括配信機構での案内を行った。また、機構ホームページに掲載している制度マニュアルについて、よりわかりやすいものとなるよう見直しを行った。</p> <p>b 機構ホームページについて、利用者（共済契約者、被共済職員、退職者、一般国民）が見やすく、わかりやすい情報提供となるように全面刷新を行った。</p> <p>c 各都道府県ホームページとの相互リンクの状況を総点検のうえ、相互リンクがない都道府県と協議を行い、都道府県ホームページから退職手当共済事業へのリンクを新たに設けることで、幅広く制度周知を行った。</p> <p>d 福祉専門職の養成校協会と連携し、福祉専門職養成校に在籍する教員・学生への制度周知のため、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に対し、加盟校への制度説明チラシの配布を依頼した。さらに、介護・福祉系の大学、専門学校に対しても退職手当共済事業を広報することで、学生への制度周知の強化を図った。</p> <p>e 福祉医療貸付事業が主催する「福祉医療貸付事業行政担当者説明会（動画説明）」において管内の法人への周知依頼を行った。</p> <p>○ 電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の 97.2%から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得た。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>	<p>け、資金繰りが悪化した共済契約者については、厚生労働省と協議のうえ、掛金の納付期限を延長する措置を講じた。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、共済契約者が実施した出勤調整について、厚生労働省と協議のうえ、業務に従事した日として取り扱う措置を講じた。</p> <p>○ 以上のとおり、退職手当金支給までの平均処理期間の目標値（難易度：高）を上回るとともに、電子届出システムの利用促進により、共済契約者の事務負担の軽減に努め、退職届作成システムの利用割合については120%を超える達成度となり、計画を大幅に上回る実績（達成度平均147.2%）を上げることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	--	---	---	---	---	--

<p>て 42 日以内とすること。 (マイナンバー制度導入後 (平成 27 年度及び平成 28 年度) 実績平均 : 42.1 日)</p> <p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 30%以上とすること。(第 3 期中期目標期間実績平均 : 27.5%)</p>	<p>て 42 日以内とする。</p> <p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 30%以上とする。</p>	<p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を 30%以上とする。</p>	<p>なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p> <p>○ 退職届作成システムの利用割合について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記②のとおり。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りの悪化などにより掛金の期限内の納付が困難な場合は、共済法第 16 条第 2 項に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当することから、厚生労働省と協議し、共済契約者に掛金納付期限の延長手続きの周知を行うとともに、延長申請のあった 30 法人について、内容審査のうえ掛金の納付期限を延長した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和 2 年 2 月 25 日)の中で、発熱や子の保育等に関する出勤の取扱い方が示されたこと、また、令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言においても、感染拡大防止のための出勤調整に努めるように示されていることを踏まえ、厚生労働省と協議し、共済契約者がこれらの基準に則して行った出勤調整については、昨年度に引き続き業務に従事した日として取り扱うこととした。</p> <p>○ 上記の対策については、WAM NET 基盤のメール一括配信機能を利用して効率的な情報発信を行</p>		
--	--	---	---	--	--	--

					うとともに、機構ホームページに掲載して周知した。		
--	--	--	--	--	--------------------------	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	心身障害者扶養保険事業		
業務に関連する政策・施策	IX-1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号801・848

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
周知・広報活動回数（計画値）	15回以上	—	15回以上	15回以上	15回以上	15回以上	15回以上		予算額（千円）	32,003,111	31,301,911	31,648,550	31,950,926
周知・広報活動回数（実績値）	—	14回	16回	17回	16回	16回			決算額（千円）	32,888,186	33,156,600	33,509,232	33,582,287
達成率	—	—	106.7%	113.3%	106.7%	106.7%			経常費用（千円）	21,314,240	22,638,902	21,712,630	21,835,522
									経常利益（千円）	△709,740	△3,454,267	2,698,291	△1,312,287
									行政コスト（千円）	—	22,735,302	21,712,630	21,835,522
									行政サービス実施コスト（千円）	813,873	—	—	—
									従事人員数	6.28人	6.28人	5.66人	6.63人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
				業務実績	自己評価	評価	理由													
<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を16回行った。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和3事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>1,009人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,120人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>58,281人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>58,639人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>7,172,200千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>14,197,480千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和3事業年度	新規加入者数	1,009人	新規年金受給者数	2,120人	保険対象加入者数	58,281人	年金給付保険金支払対象障害者数	58,639人	死亡・障害保険金額	7,172,200千円	年金給付保険金額	14,197,480千円	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、令和2年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省、事業の実施主体である地方公共団体及び障害者関係団体へ報告するとともに、加入者等に対して機構ホームページにおいて公表することにより、事業の透明性を確保した。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、事務担当者会議については書面開催としたが、従来と同様に機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成することに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査し、結果をとりまとめ情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。</p> <p>さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者、加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>
区 分	令和3事業年度																			
新規加入者数	1,009人																			
新規年金受給者数	2,120人																			
保険対象加入者数	58,281人																			
年金給付保険金支払対象障害者数	58,639人																			
死亡・障害保険金額	7,172,200千円																			
年金給付保険金額	14,197,480千円																			

<p>算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p> <p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととすることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。 (関連指標) ○心身障害者扶養保険事業実績 ・新規加入者数 ・新規年金受給者数 ・保険対象加入者数</p>	<p>(1) 財政状況の検証 令和2年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会(以下「財務状況検討会」という。)で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表するなど関係者に対し広く周知する。 なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。</p>	<p><評価の視点> ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</p>	<p>○ 財務状況検討会を11月に開催し、令和2年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、地方公共団体及び障害者関係団体に報告するとともに、機構ホームページでの公表を実施した。</p>	<p>施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った。 ○ 心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力により、周知・広報活動を16回行い、年度計画に定める目標値(15回)を上回ることができた。 ○ 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、11月に開催した資産運用委員会で、扶養保険資金の基本方針(基本ポートフォリオを含む)の見直しの検討や、現行の基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの議論を行った結果、乖離許容幅が他機関と比べやや大きいことを見直しを図る(国内債券8%、国内株式4%、外国債券2%、外国株式4%とする)ことで意見が一致し、その旨をガバナンス委員会に報告した。 また、扶養保険資産の資産構成割合については、基本ポートフォリオとの乖離許容幅内に収まるよう、毎月管理を行った。 運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で1.62%の運用利回りを確保した。 ○ 新型コロナウイルス感染症への対策として、制度の周知・広報活動について、従来は関係団体等が開催する大会等への参加を中心に実施していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から開催が控えられていたため、令和2年度の取組みに加え、障害福祉サービス</p>
---	--	--	--	---	---

<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p>	<p>・年金給付保険金支払対象障害者数</p> <p>・年金給付保険金額</p> <p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</p>	<p>○ 心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで策定した扶養保険資金の運用に関する基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。また、その運用状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。また、運用実績については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>[令和3年4月～令和4年3月（年率）]</p> <table border="1" data-bbox="1255 1350 1982 1564"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有価証券</td> <td rowspan="2">国内</td> <td>債券</td> <td>▲1.22%</td> <td>▲1.20%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>1.99%</td> <td>2.20%</td> <td>0.21%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券</td> <td>1.96%</td> <td>1.96%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>22.96%</td> <td>22.71%</td> <td>▲0.24%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各資産の運用実績は時間加重収益率</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1255 1680 1762 1753"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運用実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産全体</td> <td>1.62%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資産全体の運用実績は修正総合利回り</p>	区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券	▲1.22%	▲1.20%	0.01%	株式	1.99%	2.20%	0.21%	外国	債券	1.96%	1.96%	0.00%	株式	22.96%	22.71%	▲0.24%	区分	運用実績	資産全体	1.62%	<p>事業所における制度広報用ポスターの掲示依頼、関係団体内ネットワーク（Facebook）の活用した制度案内、雑誌等への記事掲載、特別支援学校在校生及び関係団体へのパンフレット配布、WAMNET会員向けメールマガジンによる制度案内等を中心とした、非対面かつ効果的な周知・広報活動を実施した。</p> <p>さらに、新型コロナウイルスの感染の拡大防止の観点から、事務担当者会議については令和2年度に引き続き書面方式で開催した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																														
有価証券	国内	債券	▲1.22%	▲1.20%	0.01%																													
		株式	1.99%	2.20%	0.21%																													
	外国	債券	1.96%	1.96%	0.00%																													
		株式	22.96%	22.71%	▲0.24%																													
区分	運用実績																																	
資産全体	1.62%																																	

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。

② 運用におけるリスク管理
 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することとする。

② 運用におけるリスク管理
 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。

- 基本ポートフォリオを適切に管

専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

② 運用におけるリスク管理
 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関へ

○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。

○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理を行った。また、乖離状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。

なお、乖離幅は次のとおりである。

[令和4年3月末]

区分		基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)	実績	乖離幅	
有価証券	国内	債券	74.5% (±8%)	71.9%	▲2.6%
		株式	8.5% (±5%)	9.6%	1.1%
	外国	債券	8.5% (±5%)	7.8%	▲0.7%
		株式	8.5% (±5%)	10.7%	2.2%

		<p>理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。 	<p>の委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産全体 資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。 各資産 各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。 運用受託機関等 運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産全体及び各資産のリスクを確認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。 ○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因、各資産に係るリスク及びトラッキングエラー等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。 ○ 月次報告及び四半期毎の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題ないことを確認した。 		
--	--	--	--	---	---	--	--

<p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とするこ</p>	<p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。</p>	<p>理等を行い、適切に管理する。 なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回(四半期毎)ヒアリングを実施する。</p> <p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があるときは、速やかに見直しを行い、公表する。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針については、機構ホームページで公表した。また、同基本方針の見直しについては、11月に開催した資産運用委員会で検証を行った結果、乖離許容幅が他機関と比べやや大きいため、見直しを図る(国内債券8%、国内株式4%、外国債券2%、外国株式4%とする)ことで意見が一致し、その旨をガバナンス委員会に報告した。</p> <p>○ 基本ポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについては、11月に開催した資産運用委員会で検証を行った結果、現行基本ポートフォリオを維持することで意見が一致し、その旨をガバナンス委員会に報告した。</p>					
---	--	---	---	---	--	--	--	--	--

<p>と。</p> <p>なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認す</p>	<p>なお、策定に際しては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からな</p>	<p>資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>令和2年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するととも</p>	<p>○ 短期資金需要等を踏まえて、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p>	<p>○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう管理を行うとともに、収支見通しに基づき必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行った。また、管理状況については、定期的にガバナンス委員会に報告した。</p> <p>○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された令和2年度決算書を分析・検証するとともに、11月に開催した財務状況検討会において確認等の検証を行い、現状では問題ないことを確認した。</p>					
--	---	---	--	--	--	--	--	--	--

<p>る等の検証を行うこと。</p>	<p>る心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。 (関連指標) ○扶養保険資金の運用実績 ・ベンチマーク差</p>	<p>に、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p>					
<p>(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。</p>	<p>(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努める。</p>	<p>(3) 事務処理等の適切な実施 扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。 また、地方公共団体等の意見を踏まえたパンフレット等を作成し、制度周知に努める。</p>	<p>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。</p> <p>○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事務担当者会議については書面開催としたが、従来と同様に機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成することに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査し、結果をとりまとめ情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。</p> <p>○ 事業の実施主体である地方公共団体等からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、パンフレットについては地方公共団体及び特別支援学校の在校生に配布し、リーフレットについては地方公共団体を經由して、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布することにより、制度のより一層の周知を図った。</p> <p>○ 地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として地方公共団体に対し、加入者名簿の送付を行い、加入者及び保険対象障害者の現況について調査・確認の依頼を行い、確認結果について報告を受けた。 また、機構と地方公共団体の加入者名簿の照合や年金給付金等の請求遅延・遺漏等の確認を通じて、地方公共団体的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。</p>	<p>○ 上記①のとおり。</p>		
<p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の</p>	<p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標</p>	<p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標</p>	<p>○ 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力によ</p>				

<p>指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行うこと。(平成 28 年度実績：10 回) 	<p>の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行う。 	<p>の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を 15 回以上行う。 	<p>る周知・広報活動は中期計画を達成しているか。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の周知・広報活動について、従来は関係団体等が開催する大会等への参加を中心に実施していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催が控えられていたため、障害福祉サービス事業所における制度広報用ポスターの掲示依頼、関係団体内ネットワーク (Facebook) を活用した制度案内、雑誌等への記事掲載、特別支援学校の在校生及び関係団体へのパンフレット配布、WAMNET 会員向けメールマガジンによる制度案内等を中心とした、非対面かつ効果的な周知・広報活動を実施した。 ○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、事務担当者会議については、前年度に引き続き書面方式で開催とした。 		
--	---	--	-------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号802

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
情報充実及び機能見直し（計画値）	25件以上	—	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上	(25件)	予算額（千円）	493,605	962,815	630,830	1,320,829
情報充実及び機能見直し（実績値）	—	5件	8件 (8件)	8件 (16件)	7件 (23件)	6件 (29件)			決算額（千円）	504,108	738,653	790,648	655,928
達成度	—	—	160.0%	160.0%	140.0%	120.0%			経常費用（千円）	628,095	721,064	798,359	949,390
年間ヒット件数（計画値）	11,000万件以上	—	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上		経常利益（千円）	0	0	0	0
年間ヒット件数（実績値）	—	12,940万件	19,258万件	15,798万件	22,809万件	25,922万件			行政コスト（千円）	—	794,297	798,359	949,390
達成度	—	—	175.1%	143.6%	207.4%	235.7%			行政サービス実施コスト（千円）	387,079	—	—	—
									従事人員数	8.29人	10.92人	11.02人	11.56人

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」及び「災害時情報共有システム整備事業」に基づく児童福祉施設・障害福祉サービス</p>	<p><主な定量的指標> ① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施する。 ② 年間ヒット件数を 1 億 1,000 万件以上とする。 <その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績> ① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 6 件実施した。 (内訳) 提供情報の整備充実 : 4 件 機能の見直し : 2 件 ② 年間ヒット件数は、WAM NET コンテンツや社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの利用等が堅調であったことから、2 億 5,922 万件となった。</p>	<p><評価と根拠> 評価 : A ○ WAM NET 事業においては、国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、「介護報酬改定フォローアップ」、「子育て・介護と仕事の両立支援ポータル」、「妊娠期お役立ち情報」、「社会福祉法人経営ポータル」といった 4 件のコンテンツを新設するとともに、福祉サービス第三者評価制度等の評価情報を検索できる「福祉サービス第三者評価制度情報」、「介護保険地域密着型サービス外部評価制度情報」コンテンツを「福祉サービス評価情報」コンテンツとして統合する見直しや、福祉・保健・医療に関するイベント等の各種情報を掲載した「イベント・セミナー情報」コンテンツの全面的なリニューアルを行うなど、提供情報の質の向上と利用者の利便性の向上を図った。 ○ 毎年 Web 形式で実施しているアンケート調査に加え、WAM NET の認知度や利用状況、事業運営等における日常的な情報収集の方法等といった幅広い意見について、高齢・障害・児童各分野の関係者(福祉施設経営者、職員等)、福祉医療施設融資先等を対象としたヒアリングを実施するなど、新たなコンテンツの企画や既存コンテンツの更なる見直しを行うための新たな情報収集に取り組んだ。 ○ 上記のコンテンツの新設等により提供される情報の充実及び機能の見直しを行ったことで、年間ヒット件</p>	<p><評価に至った理由></p>	

<p>めること。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。</p>	<p>める。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○利用者サービス向上取組実績</p> <p>・アンケート調査における情報利用者の満足度</p>	<p>事業所の災害時情報共有システムの管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めているか。</p>	<p>○ 提供情報の質の向上を図るため、次のとおり、新たにコンテンツを開設した。</p> <p>a 令和3年度介護報酬改定内容及びQ&Aをデータベース化し、キーワードやサービス種別などから分かりやすく簡単に検索できるようにするため、介護保険事業所の経営者や報酬請求事務担当者にとって便利で役に立つ情報をまとめた「介護報酬改定フォローアップ」コンテンツを新規掲載した。</p> <p>b 子育て支援や介護離職防止の重要性の説明や利用したい保育所等の事業所検索などに役立つコンテンツを紹介するなど、企業等の組織における従業員やその管理職、人事労務担当等に子育てや介護といった家庭生活と仕事との両立支援に幅広く役立つ情報をワンストップで提供する「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」を新規掲載した。</p> <p>c 国の子育て支援施策が妊娠期から子育て期まで一貫して進められていることに合わせ、妊娠期や産後に役立つ制度や手続き等に関する情報をまとめた「妊娠期お役立ち情報」コンテンツを新規掲載した。</p> <p>d 社会福祉法人経営の実務に携わる方を対象に、社会福祉法人を取り巻く経営環境に対応していくために役立つ情報を提供することを目的に、新設された社会福祉連携推進法人制度などの法人間連携や合併等に関する情報、経営実務等に役立つ国の通知等の検索機能、WAM NET が各コンテンツで提供している人材確保や取組み事例、経営動向調査、リサーチレポート等といったあらゆる情報をワンストップで提供する「社会福祉法人経営ポータル」コン</p>	<p>数は計画値の1億1千万件を大きく上回る2億5,922万件のヒット件数を達成することができた。(達成度235.7%)</p> <p>○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、次のとおり、WAM NET 基盤を活用した。</p> <p>a 従来の連絡システムに加えて、新たに承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の連絡システムを構築し、外部関係者や顧客との迅速なデータ授受を行い、WAM NET の高度なセキュリティ環境の下で、安全かつ効率的な処理を推進した。</p> <p>b メール一括配信機能を用いて、社会福祉振興助成事業や退職手当共済事業に係る申請等の手続き、WAM の調達情報や月刊誌WAMの最新情報を配信するメールマガジンなどを迅速かつ適正に発信し、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。</p> <p>c 福祉医療経営指導事業において、各種アンケート調査を Web で実施することにより、円滑かつ効率的な実施を支援した。</p> <p>d 福祉医療貸付事業等の利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行や問い合わせ対応を行い、電子届出事務の円滑な実施を支援した。</p> <p>○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めた結果、WAM NET の情報利用者を対象としたアンケート調査において97.5%の満足度を得ることができた。</p> <p>○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携のうえ、「社会</p>	
---	--	--	--	--	---	--

					<p>テンツを新規掲載した。</p> <p>○ 利用者の利便性の向上を図るため、次のとおり、既存コンテンツの機能の見直しを行った。</p> <p>a 利用者の福祉サービスの選択に資すること及び事業者の福祉サービスの質の向上を目指す福祉サービス第三者評価制度等の評価情報を検索できる「福祉サービス第三者評価制度情報」、「介護保険地域密着型サービス外部評価制度情報」コンテンツについて、厚生労働省及び全国社会福祉協議会と協議のうえ、「福祉サービス評価情報」コンテンツとして統合するとともに、当該制度の概要説明ページを新たに設けたほか、検索結果一覧に施設所在地や評価確定日を表示するなどの探しやすさ及び検索画面のデザインを一新し見やすさの向上を図るなど、コンテンツの機能等に関する全面リニューアルを行った。</p> <p>b 福祉・保健・医療に関するイベント等の各種情報を無料で掲載できる「イベント・セミナー情報」コンテンツについて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、オンライン開催イベント等が急激に増えるなど開催方式が多様化していることを踏まえ、「オンライン」、「無料」といった区分や開催日、分野ごとの絞り込み、さらにカード形式での表示など、イベント情報の見やすさ、探しやすさの観点から改善を行った。</p> <p>また、登録情報の掲載を促進するため、実際に利用する掲載希望者のニーズを踏まえ、入力フォームの簡素化や登録内容のグループ化といった情報登録機能の改善などを行い、利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>○ WAM NET 利用者の満足度等の傾向を把握するため、毎年、Web 形式で実施しているアンケート調査に加えて、新たなコンテンツの企画や既存コンテンツの更なる見直しを実施することを目的に、WAM NET の認知度や利用状況、事業運営等における日常的な情報収集の方法等といった幅広い意見を新たに高齢・障害・児童各分野の関係者（福祉施設経営者、職員等）、福祉医療施設融資先等を対象とし、訪問や Web 会議等によりヒアリングを実施した。</p> <p>○ WAM NET の新規コンテンツや WAM NET ニュース、行政情報といった掲載情報等について、メール</p>	<p>福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について安定的に運用するとともに、効率的な管理を適切に実施した。</p> <p>また、児童福祉施設等災害時情報共有システム及び障害者支援施設等災害時情報共有システムについては、国と連携を図り、運用体制の整備を適切に実施するとともに、都道府県等を対象としたシステム操作訓練の支援を行うなどシステムの利用促進を図りつつ、本格稼働を予定通り開始できた。</p> <p>○ 「財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について、厚生労働省及び内閣府等関係省庁と連携し、社会福祉法人や所轄庁等に各システムの利用を促した結果、高い利用率（財務諸表等電子開示システム 99.6%（20,927/21,003 法人）、障害福祉サービス等情報公表システム 83.7%（149,636/178,818 事業所）、子ども・子育て支援情報公表システム 92.3%（58,430 施設/63,304 施設））を達成した。</p> <p>○ これらの取組みにより、年度計画に定める 2 つの指標はいずれも 120%を超える達成度となり、計画を大幅に上回ることができた。（達成度平均 177.9%）</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。</p>	<p>(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理する。 (関連指標) ○システムの着実な整備・安定的な運用の取組実績 ・国の施策に基づく情報システムの利用実績</p>	<p>(2)子ども・子育て支援情報公表システム等、国の施策に基づく情報システムについては、安定的に運用するとともに、効率的に管理する。</p>	<p>○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理しているか。</p>	<p>マガジンや Twitter を積極的に活用し、WAM NET の更なる周知を図った。(メールマガジン 213 件、Twitter1,572 件) なお、 Twitter アカウントについて、アカウントの信頼性を高めることにより、フォロワー数の増加及び WAM NET の PR につなげること、またアカウントのなりすまし被害の予防として「認証バッジ」(公式マーク)を 12 月に取得した。 ○ 福祉医療分野、情報通信分野等を専門とする外部有識者からなる WAM NET 事業推進専門委員会を開催し、福祉保健医療に関して今後求められる情報システムの在り方、効果的な情報発信、WAM NET の提供情報の質及び利用者の利便性の向上等について検討を行った。 ○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」については、国と連携を図り、次のとおり、システムの改善や運用体制の整備を適切に実施した。 a システムの改善 令和 3 年度のシステム運用を通じて、所轄庁及び社会福祉法人等から寄せられた要望・課題に対して対応策の検討を行い、ログイン時の操作支援のためのヘルプ機能の改善、入力シート類の誤入力防止に係る画面での注意喚起の追加や操作マニュアルの見直しなど、必要な改善を行った。 b 運用体制の整備 所轄庁等からのシステム利用に係る照会等への対応としてコールセンターを設置し、迅速かつ正確な対応が可能な体制を整備したことにより、システムの円滑な利用を促進した。(照会件数：8,304 件) c 公表 当該システムを活用して届出のあった全国の社会福祉法人に関する情報(現況報告書、計算書類、社会福祉充実計画、定款、役員等名簿(公表用)及び報酬等の支給の基準)について、順次、WAM NET の「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」コンテンツで公表した。 11 月までに集約された現況報告書等のデータについて、国と調整し、集約結果を 3 月に公表するとともに、公表結果を含む当該システムの効率的な管理を実施した。</p>		
--	---	---	---	---	---	--	--

				<p>d 運用管理</p> <p>令和3年度の届出に合わせて、システムの改善点や入力方法について、利用者向けの掲示板に説明資料を掲載するとともに、全国社会福祉法人経営者協議会との意見交換会の場において、WAMNETで運営する国の情報公表系システムとして本システムを紹介するとともに、会員法人に対して利用促進を依頼するなどの広報活動を行った。</p> <p>また、令和4年度のシステム運用に向けて、所轄庁等へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供し、円滑な運用のための準備を行った。</p> <p>○ 「障害福祉サービス等情報公表システム」については、国と連携を図り、次のとおり、システムの改善や運用体制の整備を適切に実施するとともに、情報登録に係るシステムの利用促進を図った。</p> <p>a システムの改善</p> <p>令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」に係る公表機能の追加等の改善を行った。</p> <p>b 運用体制の整備</p> <p>公表制度上求められている毎年1回の定期報告が行えるよう、指定権限が委譲された特別区及び中核市に対し、公表権限を適切に付与するなど、システム環境の整備及び登録情報の確認を行い、令和3年5月より当年度の利用を開始した。</p> <p>c システム利用の促進</p> <p>登録情報の申請・公表の充実が図られるよう、国と連携し、都道府県・指定都市・中核市に対して情報登録及び申請に係る案内や都道府県等の公表状況の定期報告を実施するとともに、各事業者に対しては年1回の情報更新が必要な旨の案内を継続的に実施し、当該システムの利用促進に関する情報を効果的に提供・発信した。(メール計13回、127,262件)</p> <p>また、更なる利用促進を図るため、システムの周知、理解を深めるために活用できるバナーを新たに作成し、国と連携して自治体への提供を行った。</p> <p>d 運用管理</p> <p>当該システムを利用して登録された全国の障害福祉サービス等事業所に関する情報について、WAMNETの「障害福祉サービス等情報検索サイト」コンテンツにおいて公表を行い、当該システムの効率的</p>	
--	--	--	--	--	--

な管理を実施した。

○ 「子ども・子育て支援情報公表システム」については、国と連携を図り、次のとおり、システムの改善や運用体制の整備を適切に実施するとともに、情報登録に係るシステムの利用促進を図った。

a システムの改善

令和3年度のシステム運用を通じて、国及び自治体等から寄せられた要望・課題を踏まえ、プレビュー機能の追加や申請内容の変更箇所確認機能の改善等を行った。

b 運用体制の整備

利用者による施設選択に資する適正な情報の提供・開示を維持するため、国と連携し、公表情報の定期的な更新について都道府県・政令市・中核市等に対して要請を行うとともに、システム稼働の準備を行い、令和3年5月より当年度の利用を開始した。

c システム利用の促進

登録情報の申請・公表の充実が図られるよう、国と連携し、都道府県・政令市・中核市に対して各自治体管内の未申請施設一覧などの情報提供を実施したほか、公表情報の年度更新に係る案内に加え、各事業者に対しては最新情報への定期的な更新に係る案内を継続的に実施した。(メール計18回、125,879件)

d 公表

当該システムを利用して登録された全国の子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設に関する情報について、WAMNETの「子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)」コンテンツにおいて公表を行い、当該システムの効率的な管理を実施した。

○ 国の施策に基づく情報システムの利用実績は、次のとおりである。

区分	対象法人数	利用法人数	利用率
財務諸表等電子開示システム	21,003件	20,927件	99.6%

区分	対象事業所数	利用事業所数	利用率
障害福祉サービス等情報公表制度システム	178,818件	149,636件	83.7%

区 分	対象事業所等数	利用事業所等数	利用率
子ども・子育て支援 情報公表システム	63,304 件	58,430 件	92.3%

○ 児童福祉施設等災害時情報共有システム及び障害者支援施設等災害時情報共有システムについては、国と連携を図り、次のとおり、運用体制の整備を適切に実施するとともに、システムの利用促進を図った。

a 運用体制の整備

運用開始にあわせて、専用の連絡掲示板を自治体及び事業所向けに新たに構築するとともに、システムの操作マニュアルや動画によるシステム説明を掲載したうえで、令和3年4月よりシステム利用を開始した。

また、厚生労働省担当者への操作説明会を実施したほか、厚生労働省が主催する都道府県等を対象としたシステム操作訓練の支援を行った。

b システム利用の促進

システムを利用する施設の情報登録を促進するため、自治体あての定期的な登録促進に係るメール送信を実施するなど、システムの利用促進に取り組んだ。

また、国と連携し、独自にシステム操作訓練を希望する自治体に対し、訓練実施時におけるシステムの稼働監視及び照会等の対応について支援を行った。

○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったため、機構の各業務において、次のとおり、WAMNET 基盤を活用した取組みを行った。

a 福祉医療貸付事業に係る受託金融機関業務打合せ会議等について、平時と遜色のない効率的な業務説明を行うため、専用の連絡掲示板へ資料及び説明動画を掲載した。

b 福祉医療経営指導事業で実施する経営セミナーにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた医療機関や社会福祉施設等の今後の経営の在り方及び組織運営等をテーマとした「新型コロナウイルス対策経営セミナー」、「社会福祉法人会計実務セミ

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNETの活用を図ること。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNETの活用を図る。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNETの活用を図る。

○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAMNET基盤を活用しているか。

				<p>ナー」、「医療政策・経営セミナー」、「介護老人保健施設経営セミナー」等をオンラインセミナーとして配信した。</p> <p>c 社会福祉振興助成事業の募集説明動画を掲載し、NPO法人等社会福祉の振興に寄与する非営利団体向けに情報提供を行った。</p> <p>d 年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る受託金融機関事務説明会等について、平時と遜色のない効率的な業務説明を行うため、事務説明会動画を掲載した。</p> <p>e 福祉医療機構債券の発行にあたり、投資家・アナリスト向け決算説明の動画を掲載し、証券会社や機関投資家等に向けて平時と遜色のない情報提供を行った。</p> <p>○ 機微情報やデータの受渡し等においてセキュリティが確保され、大容量データの授受が可能な WAM NET 基盤を活用し、次のとおり、機構業務の効率的な実施を推進した。</p> <p>a 年金貸付部において実施する承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、年金貸付部と受託金融機関との間でデータの授受や連絡等を行う専用の連絡システムを構築し、令和 3 年 7 月より運用を開始した</p> <p>b 監査室において実施する監査業務について、監査室と業務委託先との間でデータ授受や連絡等を行う専用の連絡システムを構築し、令和 3 年 8 月より運用を開始した。</p> <p>c 顧客業務部において実施する与信管理に係る決算書等督促業務について、顧客業務部とコールセンター業者との間でデータ授受や連絡等を行う専用の連絡システムを構築し、令和 3 年 12 月より運用を開始した。</p> <p>○ WAM NET のメール一括配信機能を活用し、社会福祉振興助成事業に係る申請等の手続き、機構の調達情報や月刊誌 WAM の最新情報を配信するメールマガジンなど、各事業における事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。(実績 129 件)</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業と連携し、次の Web アンケート調査を円滑かつ効率的に実施した。</p> <p>a 社会福祉法人経営動向調査</p> <p>b 病院経営動向調査</p>	
--	--	--	--	--	--

<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施すること。(第 3 期中期目標期間実績 16 件 (年度平均 4 件))</p> <p>② 年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とすること。(平成 28 年度実績:1 億 144 万件)</p>	<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施する。</p> <p>② 年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とする。</p>	<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 5 件以上実施する。</p> <p>② 年間ヒット件数を 1 億 1,000 万件以上とする。</p>	<p>○ 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 年間ヒット件数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>c アンケート調査(病院の運営状況等に関する調査、介護人材に関する調査等)</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の電子申請システムの利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問い合わせに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援した。(電子届出システムの利用率:福祉医療貸付 88.4%(前年度 95.7%)、退職手当共済 92.7%(前年度 92.0%))</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第12号及び第13号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
連携・協力による周知活動(計画値)	30団体以上	—	30団体以上	30団体以上	30団体以上	30団体以上	42団体以上	予算額(千円)	(年担) 1,241,641 (労担) 21,460	(年担) 1,268,991 (労担) 22,024	(年担) 1,114,567 (労担) 20,316	(年担) 982,563 (労担) 17,612	
連携・協力による周知活動(実績値)		32団体	36団体	36団体	42団体	42団体		決算額(千円)	(年担) 1,251,530 (労担) 20,842	(年担) 1,116,494 (労担) 19,523	(年担) 923,790 (労担) 18,017	(年担) 881,782 (労担) 16,498	
達成率	—	—	120.0%	120.0%	140.0%	140.0%		経常費用(千円)	(年担) 1,223,833 (労担) 20,904	(年担) 1,086,520 (労担) 18,955	(年担) 912,829 (労担) 17,776	(年担) 867,941 (労担) 16,512	
								経常利益(千円)	(年担) △138,188 (労担) △4,132	(年担) 81,180 (労担) 496	(年担) 140,771 (労担) 1,435	(年担) 29,616 (労担) 900	
								行政コスト(千円)	(年担) — (労担) —	(年担) 1,086,752 (労担) 18,955	(年担) 913,042 (労担) 17,776	(年担) 868,154 (労担) 16,512	
								行政サービス実施コスト(千円)	(年担) 137,612 (労担) 4,059	(年担) — (労担) —	(年担) — (労担) —	(年担) — (労担) —	
								従事人員数	(年担) 16.44人 (労担) 0.34人	(年担) 16.13人 (労担) 0.33人	(年担) 14.41人 (労担) 0.30人	(年担) 14.56人 (労担) 0.30人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価	評価	理由											
<p>7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成 25 年 3 月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で令和 3 年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。</p> <p>なお、当該事業の</p>	<p>7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努める。</p> <p>また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成 25 年 3 月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で令和 3 年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる。</p> <p>なお、当該事業の実</p>	<p>7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努める。</p> <p>また、当該事業については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 40 号）の成立により、令和 3 年度末で新規申込の受付を終了することが決定したため、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる。</p> <p>なお、当該事業の実</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 42 団体との連携・協力による周知活動を行った。</p> <p>(実績)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 3 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>23,075,740 千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>23,075,740 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 3 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>585,650 千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>585,650 千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和 3 事業年度	貸付契約額	23,075,740 千円	資金交付額	23,075,740 千円	区分	令和 3 事業年度	貸付契約額	585,650 千円	資金交付額	585,650 千円	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成 25 年 3 月厚生労働省策定）を踏まえ、第 3 期中期目標に引き続き、年金受給者にとって必要かつ無理のない融資を行った結果、令和 3 年度における貸付実績は、年金担保貸付事業で 45,232 件 23,076 百万円、労災年金担保貸付事業で 740 件 586 百万円となり、貸付残高については、年金担保貸付事業で 107,202 件 31,523 百万円、労災年金担保貸付事業で 1,722 件 790 百万円となった。</p> <p>○ 令和 4 年 3 月末の申込受付終了に向けて、終了の半年前となる 10 月には機構ホームページのトップページで申込受付終了をお知らせするとともに、ホームページの各コンテンツ及び 24 時間電話応答システムのアナウンスについても必要な態勢を整えた。</p> <p>また、8 月送付分からの完済通知書に申込受付が終了する旨の文言を追記するとともに、利用者向けの年金担保貸付スケジュール（下半期）の文面でも、必要な場合には、早めに受託金融機関窓口にご相談して借入申込の手続きを取るよう注意喚起するなど、利用者に直接届く文書で周知を図った。</p> <p>○ 申込受付が終了した令和 4 年 4 月以降に配布する新たなチラシについて、厚生労働省等と調整のうえ掲載内容を作成し、受託金融機関に送付するとともに、機構ホームページ及び 24 時間</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
区分	令和 3 事業年度																	
貸付契約額	23,075,740 千円																	
資金交付額	23,075,740 千円																	
区分	令和 3 事業年度																	
貸付契約額	585,650 千円																	
資金交付額	585,650 千円																	

<p>実施にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p> <p>(3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を</p>	<p>の点に留意する。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。 (関連指標) ○貸付条件変更実績 ・貸付条件変更件数</p> <p>(3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図る</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、事業の終了時期を見据えて損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症による影響で返済が困難になった者を含めて、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。</p> <p>(3) 円滑に事業を終了する観点から、新規申込受付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、国と連</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。</p> <p>○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。</p> <p>○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。</p> <p>○ 新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口にお</p>	<p>○ 令和2年度決算及び福祉医療機構債券の発行状況等を踏まえ、事業の終了時期を見据えて損益が均衡するよう、業務運営コストの分析・検証を行った。</p> <p>○ 利用者にとって真に必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮するため、平成26年12月に貸付限度額の引き下げ、返済額の上限の引き下げ及び疎明資料による資金使途、必要額の確認などの制度変更を行っているが、制度変更前の実績と直近の実績を比較すると、平均返済額が5.8万円から3.9万円(△1.9万円)、また、年金受給額に占める返済額の割合の平均は33.1%から20.4%(△12.7%)となっており、利用者にとって必要かつ無理のない適切な制度運用を行った。</p> <p>○ 返済中に生活困窮や災害等より返済が困難となった借入者に対する貸付条件の変更として234件の承認を行うとともに、災害救助法が適用された災害について、機構ホームページで速やかに貸付条件の変更措置に関する周知を行った。</p> <p>○ 令和4年3月末の申込受付終了に向けて、終了の半年前となる10月には機構ホームページのトップページ冒頭で申込受付終了をお知らせするとともに、ホームページ上の各コンテンツ及び24時間電話応答システムのアナウンスについても必要な改訂を行った。</p>	<p>電話自動応答システムについて、申込受付終了後の内容を確定させるなど、令和4年4月以降の準備態勢を整えた。</p> <p>さらに、受託金融機関に対して、申込受付終了の間際になって借入申込関係書類に不備が生じた場合等の具体的な処理方を事務連絡するとともに、事業終了を見据えた債権回収の強化等を行うため、年金担保貸付事務取扱を全面改訂して送付した。</p> <p>○ 引き続き、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など42団体に連携協力を依頼し、チラシやパンフレットによる対応を確保するとともに、令和4年4月以降の対応を想定した新たなチラシや対応要領(Q&A等)を事前送付するなど、利用者等への幅広い周知が図られる態勢を着実に整えた。</p> <p>○ 以上のとおり、申込受付終了に向けて必要と考えられる可能な限りの取組みについて、厚生労働省や全国銀行協会等とも事前調整して対応した結果、令和4年3月末の新規申込受付終了までの間、受託金融機関の窓口や利用者にて特段の混乱が生じることのない運用を確保できた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	---	--	---	--	--

<p>図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めること。</p> <p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。</p>	<p>とともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努める。</p> <p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。 (関連指標) ○受託金融機関に対する周知実績</p>	<p>携してホームページ、パンフレット等による周知や受託金融機関等の協力を得て利用者等への適切な対応を図るとともに、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。</p> <p>なお、その際には、利用可能な他制度等について、令和2年度に実施したアンケート調査結果等も踏まえつつ、各制度の対応窓口への相談につなげるための情報提供を行う。</p> <p>また、受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するため、受託金融機関事務説明会等により指導を行う。</p>	<p>ける利用者への適切な対応に努めているか。</p> <p>○利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行っているか。</p>	<p>また、8月送付分からの完済通知書に申込受付が終了する旨を追記することにより、利用者に直接届く文書での周知を行った。加えて、利用者向けの年金担保貸付スケジュール(下半期)にも申込受付終了に向けた注意喚起を案内するとともに、早めに受託金融機関の窓口で相談して借入申込の手続きを取るよう推奨する文言を追記した。</p> <p>さらに、受託金融機関に対して、申込受付終了の間際になって借入申込関係書類に不備が生じた場合等の具体的な処理方策を事務連絡するとともに、事業終了を見据えた債権回収の強化等を図るため、年金担保貸付事務取扱を全面改訂して送付した。</p> <p>○申込受付が終了した令和4年4月以降に配布する新たなチラシについて、厚生労働省等と調整のうえ作成し、受託金融機関に送付した。</p> <p>また、機構ホームページ及び24時間電話自動応答システムについて、厚生労働省及び機構関係部署と調整のうえ申込受付終了後の内容を確定し、4月1日リリースに向けた準備態勢を整えた。</p> <p>○福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など42団体に対して、令和4年4月以降に使用する厚生労働省との連名のチラシ及びその対応要領(Q&A等)を事前送付し、年金担保貸付の利用者等に対して申込受付終了に係る周知、利用可能な他制度の情報提供ができる態勢を整えた。</p>		
--	---	---	---	--	--	--

<p>(4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。(平成 28 年度実績：29 団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託金融機関事務説明会開催実績 ・ 受託金融機関個別訪問実績 ・ 全国銀行協会等との意見交換実績 <p>(4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。 	<p>(4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。 	<p>○ 周知活動における連携・協力団体数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記①のとおり。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、受託金融機関事務説明会を Web 動画配信により開催するとともに、配信資料の中で年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業の留意事項を分かり易く説明した。(11 月から 1 月まで配信)</p>		
--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	承継年金住宅融資等債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第2項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
長期延滞債権の回収処理割合（計画値）	18%以上	—	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上		予算額（千円）	1,601,966	1,487,031	1,505,253	1,321,160
長期延滞債権の回収処理割合（実績値）	—	17.3%	22.0%	23.4%	19.5%	20.7%			決算額（千円）	1,586,083	1,405,726	1,295,223	1,183,467
達成率	—	—	122.2%	130.0%	108.3%	115.0%			経常費用（千円）	1,625,097	1,407,216	1,266,572	1,176,591
									経常利益（千円）	15,590,680	13,055,780	10,856,698	8,974,898
									行政コスト（千円）	—	1,407,216	1,266,572	1,176,591
									行政サービス実施コスト（千円）	△ 16,014,981	—	—	—
									従事人員数	28.70人	26.29人	27.01人	25.07人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。</p> <p>(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機</p>	<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。</p> <p>(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密</p>	<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。</p> <p>(1) 業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握、並びに関係機関と連携した課題等の把握など、令和2年度まで進めてきた準備対応の取組結果を踏まえて、当該業務の終了を見据えた具体的な</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 長期延滞債権について、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務終了を見据えた検討に際して、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密に連携して、今後の課題の把</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 長期延滞債権については、総件数に対して20.7%の回収処理を行った。</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握等を行うとともに、過去2回にわたる関係機関ヒアリングの結果や国との意見交換等を踏まえて把握された主要課題及び事実関係等を全体整理し、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めた。</p> <p>○ 第3期中期目標期間において、多くの関係機関との調整で合意された第三者弁済契約の延長等について、その後の実施状況や、関係転貸法人の事業動向等を把握しつつ、令和5年度から実施する関係機関との協議・調整に向けた準備検討を着実に進めた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握等を行うとともに、過去2回にわたる関係機関ヒアリングの結果や国との意見交換等を踏まえて把握された主要課題及び事実関係等を全体整理し、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めた。</p> <p>○ 第3期中期目標期間において、多くの関係機関との調整で合意された第三者弁済契約の延長等について、その後の実施状況や、関係転貸法人の事業動向等を把握しつつ、令和5年度から実施する関係機関との協議・調整に向けた準備検討を着実に進めた。</p> <p>○ 承継債権管理回収勘定における将来の収支状況の把握等に資するため、関連システムに将来推計の機能を追加する準備検討を進め、システム修正作業及びテスト実施の検討等を進めた。</p> <p>○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。</p> <p>○ 貸付先の保証人等については、受託金融機関等に調査を行い、必要な手続きが適切に行われたことを確認するとともに、転貸債権に係るローン保証会社の格付けにより、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行った。</p> <p>また、保証人の変更があった貸付先については、昨年度に引き続き民法改正（令和2年4月施行）に伴う変更後の様式の使用状況を確認することにより、受託金融機関の現場で適切な運用が図られていることを確認した。</p> <p>○ 令和2年5月から開始した住宅金融支援機構への委託分債権のうちサービサー再委託案件について、同機構と連絡を密に取りつつ準備を進め、延滞長期化の抑制（債務者に係る時効更新）に努めた。</p> <p>○ ローン返済困難者に対する返済条件の変</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

<p>関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めること。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に</p>	<p>に連携して、今後の課題の把握等に努める。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を</p>	<p>検討を進めるとともに、国と調整を行う。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を</p>	<p>握等に努めているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努めているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行う</p>	<p>○ 承継債権管理回収勘定における将来の収支状況の把握等に資するため、関連システムに将来推計の機能を追加する準備検討を進め、令和4年10月の運用開始に向けてシステム修正作業及びテスト実施の検討等を進めた。</p> <p>○ 転貸法人について、令和2年度決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じて、ヒアリング及び指導を行った。</p> <p>○ 住宅生活協同組合等について、受託金融機関から現状の報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行った。</p> <p>○ 貸付先の保証人等については、受託金融機関等に調査を行い、保証人の変更等に係る必要な手続きが適切に行われたことを確認した。</p> <p>また、保証人の変更があった貸付先については、昨年度に引き続き民法改正(令和2年4月施行)に伴う変更後の様式の使用状況を確認することにより、受託金融機関の現場で適切な運用が図られていることを確認した。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を実施し、貸倒引当金を適正に計上した。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社の格付け(Moody's、S&P)により、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。</p> <p>○ 各転貸法人の現場において、短期延滞の解消や長期延滞の防止、関係金融機関との連携等に携わる専門員に対して提供する過去の経緯や制度の仕組み等を解説した資料の整理・見直しを行い、日頃の取組みに対する一層の理解の向上を図った。</p> <p>○ 貸付先との交渉が難航して回収が進まなかった債権や過去に貸付先が破綻して機構自ら直接管理をしている債権について、受託</p>	<p>更49件(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緩和措置の適用26件を含む)、民事再生法の適用による返済条件の変更1件の措置を講じた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住宅金融支援機構の動向を把握して、転貸法人に必要な事務連絡の発出等を行った。</p> <p>また、9月及び3月の約定償還時に先駆けて、主な貸付先における新型コロナウイルス感染症の影響の有無等についてモニタリングを実施するとともに、過去に破綻した貸付先に係る債権管理への影響等について受託金融機関等から毎月報告を受けることを通じて、いずれも特段の支障等が生じていないことを確認した。</p> <p>○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分を行ったことなどにより、総件数に対して20.7%の回収処理を行った。</p> <p>○ 以上の取組みの結果、令和3年度の国庫納付金として、令和4年7月末までに約592億円を国庫納付する予定であり、引き続き公的年金の給付財源に寄与する対応となる。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	--	---	---	--	---	--

<p>回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p>	<p>行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。 (関連指標) ○適時的確な債権回収の実績 ・年金住宅融資等債権の元金回収率</p>	<p>行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。 また、経済情勢の変化等に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講じる。 特に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応として、この返済条件の変更措置の円滑な運用を図るとともに、貸付先に対するモニタリングを通じた状況把握及び必要な指導等を行う。</p>	<p>ことにより、延滞債権の発生の抑制に努めているか。</p>	<p>金融機関等との連携による着実な対応を進めることにより、担保物件の処分等を通じた回収を図った。 ○ 令和2年5月から開始した住宅金融支援機構への委託分債権のうちサービサー再委託案件について、同機構と連絡を密に取りつつ準備を進め、延滞長期化の抑制(債務者に係る時効更新)に努めた。 ○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更49件(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緩和措置の適用26件を含む)、民事再生法の適用による返済条件の変更1件の措置を講じた。 また、令和3年度中に発生した災害を受け、機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載した。</p>		
<p>(4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p>	<p>(4)延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p>	<p>(4)延滞債権については、貸付先に対する迅速かつ着実な督促を実施するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に進めることにより、早期の債権回収に努める。</p>	<p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p>	<p>○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分を行った。</p>		
<p>(5) 承継年金住宅融資等債権管理</p>	<p>(5)承継年金住宅融資等債権管理回</p>	<p>(5)承継年金住宅融資等債権管理回</p>				

<p>回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行うこと。 <p>(第3期中期目標期間実績：平均17.8%)</p>	<p>収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う 	<p>収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記①のとおり。 <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、返済が困難となった借入者への返済条件の変更等について、26件の措置を講じた。(再掲) ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた12転貸法人における現場対応の状況等を随時確認するとともに、住宅金融支援機構等の動向を把握して、必要な情報提供や指導を行った。 ○ 9月及び3月の約定償還時に先駆けて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた機構債権の取扱い等を解説した事務連絡を受託金融機関及び12転貸法人に発出することにより、対応が必要となった場合の円滑な事務処理を確保した。 <p>また、主な貸付先における新型コロナウイルス感染症の影響の有無等について、モニタ</p>		
---	--	--	---	--	--	--

				<p>リングを実施するとともに、過去に破綻した貸付先に係る債権管理への影響等について受託金融機関等から毎月報告を受けることを通じて、いずれも特段の支障等が生じていないことを確認した。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、受託金融機関事務説明会を Web 動画配信により開催するとともに、配信資料の中で承継年金住宅融資等債権管理回収業務の留意事項を分かり易く説明した。(11 月から 1 月まで配信)</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	一時金支払等業務及び補償金支払等業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の3第1項及び第5条の5第1項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号 247・743

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
									予算額（千円）	-	(一時金) 11,167,039 (補償金) 5,422,001	(一時金) 3,405,515 (補償金) 11,517,779	(一時金) 1,758,266 (補償金) 2,960,550	
									決算額（千円）	-	(一時金) 1,596,426 (補償金) 1,478,432	(一時金) 1,368,357 (補償金) 8,869,033	(一時金) 323,778 (補償金) 1,105,403	
									経常費用（千円）	-	(一時金) 1,652,881 (補償金) 1,518,015	(一時金) 1,364,090 (補償金) 8,888,258	(一時金) 321,334 (補償金) 1,117,220	
									経常利益（千円）	-	(一時金) 0 (補償金) 0	(一時金) △9,632 (補償金) 0	(一時金) 0 (補償金) 0	
									行政コスト（千円）	-	(一時金) 1,652,881 (補償金) 1,518,015	(一時金) 1,364,090 (補償金) 8,888,258	(一時金) 321,334 (補償金) 1,117,220	
									従事人員数	-	(一時金) 4.33人 (補償金) 1.16人	(一時金) 3.54人 (補償金) 3.72人	(一時金) 3.76人 (補償金) 4.07人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																														
				業務実績	自己評価	評価	理由																													
<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。</p>	<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○ 一時金等及び補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。</p>	<p>法人の業務実績</p> <p>○ 国と緊密な連携のうえ、適切かつ迅速な支払業務を行い、毎月、確実に支払いを完了するとともに、速やかに支払状況を国に報告した。</p> <p>○ 秘匿性の高さから個人情報の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との一時金及び補償金の支払情報の授受については、セキュリティ性の高いWAMNET掲示板を活用した。</p> <p>○ 令和3年度における一時金支払等業務及び補償金支払等業務の支払実績は、次のとおりである。</p> <p>《一時金支払等業務》（金額の単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度（※）</td> <td>476</td> <td>1,524</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>410</td> <td>1,313</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>86</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>972</td> <td>3,113</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）令和元年6月から支払を開始した。</p> <p>《補償金支払等業務》（金額の単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度（※）</td> <td>1,061</td> <td>1,459</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>5,555</td> <td>8,807</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>690</td> <td>1,048</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>7,306</td> <td>11,314</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）令和2年1月から支払を開始した。</p>	年度	件数	金額	令和元年度（※）	476	1,524	令和2年度	410	1,313	令和3年度	86	275	累計	972	3,113	年度	件数	金額	令和元年度（※）	1,061	1,459	令和2年度	5,555	8,807	令和3年度	690	1,048	累計	7,306	11,314	<p>自己評価</p> <p><評定と根拠> 評定：B ○ 一時金支払等業務及び補償金支払等業務ともに、国と緊密な連携のうえ、適切かつ迅速な支払業務を行い、毎月、確実に支払いを完了するとともに、速やかに支払状況を国に報告した。</p> <p>○ 一時金及び補償金の支払にあたっては、個人情報の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との一時金及び補償金の支払情報の授受についてはセキュリティ性の高いWAMNET掲示板を活用した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評価</p> <p><評定に至った理由></p>
年度	件数	金額																																		
令和元年度（※）	476	1,524																																		
令和2年度	410	1,313																																		
令和3年度	86	275																																		
累計	972	3,113																																		
年度	件数	金額																																		
令和元年度（※）	1,061	1,459																																		
令和2年度	5,555	8,807																																		
令和3年度	690	1,048																																		
累計	7,306	11,314																																		

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務・システムの効率化と情報化の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号 802・848

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第4期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、当該計画に基づき、次のとおりシステムの改善を実施した。</p> <p>a 福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、令和3年度貸付条件改正に係る改修に加え、新型コロナウイルス対応支援資金に係る膨大な貸付先に効率的に対応するため、データ照会及び帳票出力に係る機能の見直しを行った。</p> <p>b 事業報告書等電子報告システムについて、新型コロナウイルス対応支援資金の新規貸付先の増加及び多様化に伴い、データ登録処理の集中を回避するためのアップロード機能の見直し、対象ブラウザの拡充、決算書のCSVアップロード機能等を追加した。</p> <p>c 令和4年4月から制度化される社会福祉連携推進法人の計算書類等の公表及びインターネットなどを通じた国民への迅速な情報提供を行うため、厚生労働省から要請を受け、社会福祉法人の財務諸表電子開示システムの機能拡張のための調達仕様書を作成し、調達を開始した。</p> <p>d 退職手当共済事業に係る退職手当共済システムについては、国が進める行政手続きのオンライン化を推進する等、顧客サービスの向上と運営経費の削減・業務効率化を目的とした新システムの構築へ向けて、現行の業務フローの課題を踏まえた</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 情報化推進計画に基づき、次のとおりシステムの改善を実施し、機構の各事業・業務の効率的かつ安定的な実施を支援した。</p> <p>a 福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、令和3年度貸付条件改正に係る改修に加え、新型コロナウイルス対応支援資金に係る膨大な貸付先に効率的に対応するため、機能の見直しを実施した。</p> <p>b 事業報告書等電子報告システムについて、令和3年度報酬改定に伴う対応のほか、新型コロナウイルス対応支援資金の新規貸付先の増加及び多様化に対応するため、機能追加等のシステム改修を行った。</p> <p>c 財務諸表等電子開示システムについて、社会福祉連携推進法人の計算書類等の公表を行うため、システム機能拡張に関する調達を開始した。</p> <p>d 退職手当共済システムについて、手続きのオンライン化や現行の業務フローの課題を踏まえた新システムの機能を検討の上、新システム構築に向けた要件定義業務に関する仕様書作成のうえ、調達を実施した。</p> <p>e WAMNET基盤について、クラウド基盤の更改にあたり、基盤の安定的かつ安全な運用を継続し、高度なセキュリティ確保を実現するため、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に準拠した業者選定を実施した。</p> <p>f 稟議・決裁システムについて、新型コロナウイルスの感染拡大による時差出勤及び在宅勤務等勤務種別の多様化に伴う勤怠管理機能を追加するための改</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	

	<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。</p>	<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能及び知識の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。</p>	<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を活用するなど情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等によ</p>	<p>○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。</p> <p>○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。</p>	<p>新システムの機能を検討のうえ、新システム要件定義事業者選定に係る仕様書を作成し、要件定義事業者の選定を行った。</p> <p>e WAMNET基盤の安定的かつ安全な運用を継続し、高いセキュリティを確保するため、WAMNET基盤の次期更改にあたっては、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」に準拠したクラウドサービス事業者を選定するよう、調達仕様書を作成し、クラウド基盤提供事業者を選定した。</p> <p>f 稟議・決裁システムについて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした時差出勤及び在宅勤務等の勤務種別の多様化に合わせて、勤務時間管理の充実と就業状況の適正な把握のための勤怠管理機能を追加するための改修を実施した。また、担当者の報告の迅速化や業務の電子化・効率化を図るため、内部統制報告機能を追加するための改修を実施した。</p> <p>○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、CIO補佐官によるICT人材育成のための研修を実施した。(6名)</p> <p>また、教育・訓練プログラムに基づき、情報システムや情報セキュリティ及び情報セキュリティインシデントに関する知識習得に係る外部研修を受講した。(延べ11名)</p> <p>○ 機構職員のITリテラシーの向上を図るため策定した令和3年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等によるOA研修(eラーニング研修: Word、Excel、Outlook、PowerPoint、受講者276名)及び業務システム等操作研修(集合研修: 貸付総合電算システム受講者8名、綜合法令検索システム操作研修受講者17名、資料配布: 機構ホームページ操作研修受講者109名)、新人職員研修(受講者41名)、テレワーク環境の操作説明及</p>	<p>修を実施した。</p> <p>○ 情報セキュリティに関する知識や情報システムの防護、サイバー防衛の実践に関する知識習得に係る外部研修の受講(2名)やCIO補佐官による人材育成研修の受講(6名)により、情報管理担当部署の専門性の向上を図った。</p> <p>このほか、教育・訓練プログラムに基づき外部研修を受講し、情報システムや情報セキュリティに関する知識を習得した。</p> <p>○ 令和3年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等によるOA研修(eラーニング研修: Word、Excel、PowerPoint、Outlook、受講者276名)を実施するとともに、CIO補佐官による役職員向け研修(受講者92名)を実施するなど、機構職員のITリテラシーの向上を図った。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業、経営指導事業、助成事業等に係る相談業務など、コロナ禍により対面での実施が困難な状況が続いていることから、顧客等とのコミュニケーションについて安全性を確保するとともに、サービスの質の維持・向上を図るため、昨年度に引き続き、Web会議サービスを活用し、事務の効率化及び円滑な実施を支援した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	-----------------------------------	---	---	---	---	--	--

			<p>る職員研修等を計画的に実施する。</p>		<p>び Web 会議サービス操作説明を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IT リテラシーの向上のため、CIO 補佐官による研修を役職員向けに実施した。(受講者 92 名) <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、新型コロナウイルス対応支援資金に係る膨大な貸付先に効率的に対応するため、データ照会及び帳票出力に係る機能の見直しを行った。(再掲) ○ 稟議・決裁システムについて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした時差出勤及び在宅勤務等の勤務種別の多様化に合わせて、勤務時間管理の充実と就業状況の適正な把握のための勤怠管理機能を追加するための改修を実施した。(再掲) ○ 事業報告書等電子報告システムについて、新型コロナウイルス対応支援資金の新規貸付先の増加及び多様化に伴い、データ登録処理の集中を回避するためのアップロード機能の見直し、対象ブラウザの拡充、決算書の CSV アップロード機能等を追加した。(再掲) ○ 福祉医療貸付事業、経営指導事業、助成事業等に係る相談業務など、コロナ禍により対面での実施が困難となった顧客等とのコミュニケーションについて安全性を確保するとともに、サービスの質の維持・向上を図るため、昨年度に引き続き、Web 会議サービスを活用し、事務の効率化及び円滑な実施を支援した。 		
--	--	--	-------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	経費の節減		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号 802・848

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報
経費節減(計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は70百万円、業務経費は296百万円		(一般管理費) 80 (▲3%) (業務経費) 308 (▲1%)	(一般管理費) 77 (▲6%) (業務経費) 305 (▲2%)	(一般管理費) 75 (▲9%) (業務経費) 302 (▲3%)	(一般管理費) 72 (▲12%) (業務経費) 299 (▲4%)	(一般管理費) 70 (▲15%) (業務経費) 296 (▲5%)	—
経費節減(実績値) (百万円)	年度計画値の100%	(一般管理費) 82 (業務経費) 311	(一般管理費) 85 (業務経費) 331	(一般管理費) 78 (業務経費) 314	(一般管理費) 73 (業務経費) 302	(一般管理費) 72 (業務経費) 297		—
上記削減率(%)	中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度(一般管理費82百万円、業務経費311百万円)と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度削減		(一般管理費) 3.7% (業務経費) 6.3%	(一般管理費) ▲4.3% (業務経費) 0.9%	(一般管理費) ▲10.9% (業務経費) ▲3.0%	(一般管理費) ▲12.8% (業務経費) ▲4.7%		
達成度	—		(一般管理費) 94.1% (業務経費) 93.1%	(一般管理費) 98.7% (業務経費) 97.1%	(一般管理費) 102.7% (業務経費) 100.0%	(一般管理費) 100.0% (業務経費) 100.7%		—

(注) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																												
				業務実績	自己評価																													
2 経費の節減	2 経費の節減	2 経費の節減	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減する。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費については、中期目標期間の最終事業年度において、基準額（平成 29 年度決算額）に対して、一般管理費は△15%程度、業務経費は△5%程度の額を削減できるよう、不断に経費削減の取り組みを行い、業務の質の確保に留意しつつ効率的な執行に努めた。</p> <p>令和 3 年度においては、人材派遣職員及び再雇用職員等の人員配置の最適化を着実に推進したことにより、人材派遣料等で令和 2 年度と比較し 16 百万円の節減を図った。</p> <p>また、大量のレターパック購入については、現金による直接購入から購入代行業者を利用した方法へ切り替えることにより、購入単価（@10 円程度）の引下げを実現するとともに、機構職員の事務負担軽減を図った。</p> <p>以上により、一般管理費、業務経費ともに令和 3 年度計画値を下回った。</p> <p><一般管理費> (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">基準額 (注)</th> <th colspan="2">令和 3 年度</th> </tr> <tr> <th>目標額 (対基準額)</th> <th>3 月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金 額</td> <td>82</td> <td>72 (△10)</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>節減率</td> <td>—</td> <td>△12%</td> <td>△12.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p><業務経費> (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">基準額 (注)</th> <th colspan="2">令和 3 年度</th> </tr> <tr> <th>目標額 (対基準額)</th> <th>3 月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金 額</td> <td>311</td> <td>299 (△12)</td> <td>297</td> </tr> <tr> <td>節減率</td> <td>—</td> <td>△4%</td> <td>△4.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 基準額は平成 29 年度決算額である。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、各事業における説明会や研修会を Web 開催とすることで、移動時間の軽減・出張旅費の削減等、研修会開催に係る事務の効率化及び経費の節減を図った。</p>	区 分	基準額 (注)	令和 3 年度		目標額 (対基準額)	3 月末	金 額	82	72 (△10)	72	節減率	—	△12%	△12.8%	区 分	基準額 (注)	令和 3 年度		目標額 (対基準額)	3 月末	金 額	311	299 (△12)	297	節減率	—	△4%	△4.7%	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 令和 3 年度においては、人材派遣職員等の人員配置の最適化を着実に推進した結果、人材派遣料等を節減することができた。また、レターパックの購入について、現金による直接購入から購入代行業者を利用した方法へ切り替えることにより、購入単価の引下げ及び事務負担の軽減を図った。</p> <p>以上により、一般管理費、業務経費ともに令和 3 年度計画値を下回った。</p> <p>○ 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取り組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。</p> <p>○ 給与水準については、その適正化に向けて、機構独自の特別都市手当据置の継続、55 歳を超える職員に対する給与体系</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
区 分	基準額 (注)	令和 3 年度																																
		目標額 (対基準額)	3 月末																															
金 額	82	72 (△10)	72																															
節減率	—	△12%	△12.8%																															
区 分	基準額 (注)	令和 3 年度																																
		目標額 (対基準額)	3 月末																															
金 額	311	299 (△12)	297																															
節減率	—	△4%	△4.7%																															

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、「令和3年度調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。

○ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。

○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、令和3年度の「調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページで公表した。

○ 「調達等合理化計画」に基づく取組については、次表のとおりである。

表1 調達の全体像 (金額単位：億円)

区 分	令和3年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(85.3%) 29	(97.9%) 9.9	(64.9%) 37	(46.0%) 15.0	(△21.6%) △ 8	(△33.9%) △ 5.1
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(1.8%) 1	(0.8%) 0.2	(△100.0%) △ 1	(△100.0%) △ 0.2
競争性のある契約 (小計)	(85.3%) 29	(97.9%) 9.9	(66.7%) 38	(46.8%) 15.3	(△23.7%) △ 9	(△35.0%) △ 5.3
競争性のない 随意契約	(14.7%) 5	(2.1%) 0.2	(33.3%) 19	(53.2%) 17.3	(△73.7%) △ 14	(△98.8%) △ 17.1
合 計	(100.0%) 34	(100.0%) 10.1	(100.0%) 57	(100.0%) 32.6	(△40.4%) △ 23	(△68.9%) △ 22.5

(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書は、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(注3) 令和2年度件数には、コロナ対応に係る調達が競争入札等8件、競争性のない随意契約10件含まれる。

表2 一者応札・応募状況 (金額単位：億円)

区分	令和3年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	19	(65.5%)	23	(60.5%)	△ 4	(△17.4%)
	4.1	(41.3%)	4.1	(26.9%)	△ 0.0	(△0.2%)
1者以下	10	(34.5%)	15	(39.5%)	△ 5	(△33.3%)
	5.8	(58.7%)	11.2	(73.1%)	△ 5.3	(△47.8%)
合 計	29	(100.0%)	38	(100.0%)	△ 9	(△23.7%)
	9.9	(100.0%)	15.3	(100.0%)	△ 5.3	(△35.0%)

(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書は、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(注4) 令和2年度件数には、コロナ対応に係る調達が二者以上3件、一者以下5件含まれる。

○ 調達等合理化計画に基づき、以下の項目について重点的な取組を行った。

a 競争性のない随意契約に対する取組

会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。

また、調達等合理化推進委員会において、対象となる随意契約全件の事前点検を行った。

(実績：2件)

の見直し等を実施してきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は100.8ポイントとなった。

<課題と対応>
特になし。

					<p>b 一者応札・応募に対する取組み</p> <p>機構ホームページにおいて公表している「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、公告期間の確保や不当な資格要件を設定しない等によって、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだ他、以下の項目についても併せて取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう令和3年度の調達予定情報を令和3年4月に機構ホームページで公表し、毎月更新を行った。前回一者応札となった案件（11件）については、機構ホームページでの調達予定情報の公表に合わせて、入札への参加が期待される事業者に対する個別案内を行った。 ・ より多くの事業者が入札に参加することを促すため、入札公告情報を提供するメールマガジンを登録者あてに発行した。 ・ 令和3年度に一者応札となった案件（10件）について、入札への参加を辞退した事業者に対するアンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、事業者が参加しやすい調達スケジュールの設定や仕様の見直し等に係る留意事項として、機構内の関連部署へ周知した。 ・ 前回一者応札・応募であった案件について、複数応札者が見込めるよう、アンケート結果等に基づき改善方策を検討し、調達内容に反映させているかを確認するためのチェックリストを活用した調達前自己チェックプロセスにより、取組みの更なる徹底を図った。 ・ 令和2年度に試行実施した、希望者に対する入札説明書の電子メールによる配布を本格実施して、事業者の利便性向上を図った。 <p>c 総合評価落札方式の効果的な活用</p> <p>技術的要素の評価を行うことが重要であった「退職手当共済業務処理システム等のホスティングと運用保守業務」他の調達（13件）を総合評価落札方式により調達し、実施について関連部署と8回の勉強会等を行った。</p> <p>d 障害者優先調達推進法への取組み等</p> <p>「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達を2,781千円行った。当該方針においては「前年度の実績額（2,758千円）以上とする」ことを目標としており、目標を達成した。</p> <p>○ 調達等合理化計画に基づき、以下の項目についてガバナンスの徹底を図った。</p> <p>a 随意契約に関する内部統制</p> <p>新たに締結することとなった競争性のない随意契約はなかった。なお、「独立行政法人会計システム等の改修業務」等、過去に審議された競争性のない随意契約（2件）を調達等合理化推進委員会に諮り、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前点検を受けた。</p> <p>b 不祥事の発生の未然防止・再発防止の取組み</p> <p>適正な調達事務に資するため、入札談合等関与行為防止法に関する勉強会を開催し、人材の育成に努め、不祥事発生の未然防止に取り組んだ。なお、令和3年度において、不祥事の発生はなかった。</p> <p>○ 「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日厚生労働省発総0406第5号）を踏まえ、全ての調達は原則として一般競争入札によることとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく調達等合理化推進委員会においては、一般競争入札（最低価格落札方式）8件、一般競争入札（総合評価落札方式）13件、競争性のない随意契約2件に係る以下の事項の審議を徹底した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減すること。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉</p>	<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減する。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事</p>	<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、中期計画の達成に向け、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、経費の節減に取り組む。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の</p>	<p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p>	<p>a 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合は、調達等合理化推進委員会で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底した。</p> <p>b 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない場合は、その理由を審査した。</p> <p>○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定)において、各独立行政法人は「契約監視委員会」を設置し、調達等合理化計画の策定、自己評価の際の点検及び理事長が定める基準(新たな競争性のない随意契約、2 か年度連続の二者応札・応募案件など)に該当する個々の契約の事後点検を行うこととされているため、6 月に同委員会を開催し、「令和 3 年度調達等合理化計画(案)」「令和 2 年度調達等合理化計画に係る自己評価の報告を含む」の事前点検を行うとともに、令和 2 年度に契約を締結した新たな競争性のない随意契約 2 件、2 か年度連続の二者応札・応募案件 5 件について事後点検を行った。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>		
---	--	--	--	--	--	--

<p>医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表すること。</p>	<p>業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>○ 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表しているか。</p>	<p>○ ラスパイレス指数の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>116.2</td> </tr> <tr> <td>地域勘案</td> <td>103.1</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>113.2</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>100.8</td> </tr> </table> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> <p>○ 機構は在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数 116.2 と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、地域・学歴差を勘案すると、対国家公務員指数は 100.8 となる。</p> <p>○ 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	対国家公務員	116.2	地域勘案	103.1	学歴勘案	113.2	地域・学歴勘案	100.8		
対国家公務員	116.2													
地域勘案	103.1													
学歴勘案	113.2													
地域・学歴勘案	100.8													

				<p>① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。（職員の割合…東京都特別区：90.9%、大阪市：9.1%）</p> <p>② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は60.4%（令和3年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、機構職員の大学卒以上の比率は92.7%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>○ 給与水準の適切性の検証 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数（年齢差勘案）と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は100.8となる。</p> <p>○ 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、令和3年度においても以下の事項を実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに6月に公表した。</p> <p>a 55歳を超える職員（4等級（課長代理級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給について、国は1.5%の減額支給措置が平成30年3月31日をもって廃止となったが、機構は0.5%の減額を引き続き実施</p> <p>b 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降引上げを行い、平成28年度に20%（東京都特別区）の支給割合となったが、機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続</p> <p>○ 令和3年人事院勧告については、公務員の給与改定に関する取扱いについて（令和3年11月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員に準じた対応とした。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号 802・848

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価	評価	理由															
<p>第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 なお、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1-1~1-4のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2-1~2-4のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3-1~3-4のとおり</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行っ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 令和3年度においては、運営費交付金を充当する事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めたもの、新型コロナウイルス感染症の影響で経営セミナーが開催できなかったこと等により、収入は予算額を下回った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績額</th> <th>予算額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>21,296千円</td> <td>72,864千円</td> <td>29.2%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>3,816千円</td> <td>4,283千円</td> <td>89.1%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,112千円</td> <td>77,147千円</td> <td>32.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 福祉医療機構債券の発行については、当機構の社会貢献性の高さを広く周知するため、12月に当機構初のソーシャルボンドの発行を行い、投資表明を32件獲得した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、動画配信やオンライン会議システム等を活用し、発行に係る説明会</p>	区分	実績額	予算額	対予算比	福祉医療経営指導事業収入	21,296千円	72,864千円	29.2%	福祉保健医療情報サービス事業収入	3,816千円	4,283千円	89.1%	合計	25,112千円	77,147千円	32.6%	<p><評価と根拠> 評価：B ○ 福祉医療機構債券の発行については、12月に当機構初のソーシャルボンドの発行を行い、投資表明を32件獲得した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、動画配信やWeb会議システム等を活用し、発行に係る説明会及びIR(投資家向けの広報活動)を実施(説明会は機構ホームページに動画掲載1回、個別IRは訪問3回、オンライン又は電話会議20回、集合IRは電話会議方式で1回(20社参加))したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 ○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、令和3年12月に6.2億円の不要財産(現預金)を国庫納付した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>
区分	実績額	予算額	対予算比																			
福祉医療経営指導事業収入	21,296千円	72,864千円	29.2%																			
福祉保健医療情報サービス事業収入	3,816千円	4,283千円	89.1%																			
合計	25,112千円	77,147千円	32.6%																			

業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額
95,500 百万円
- 2 想定される理由
 - (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
 - (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
 - (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
 - (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
 - (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額
95,500 百万円
- 2 想定される理由
 - (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
 - (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
 - (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
 - (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
 - (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

ているか。

及び IR（投資家向けの広報活動）を実施（説明会は機構ホームページに動画掲載 1 回、個別 IR は訪問 3 回、オンライン又は電話会議 20 回、集合 IR は電話会議方式で 1 回（20 社参加）したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。

区 分	金 額	年 限	発 行 日
福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100 億円	10 年	令和 3 年 6 月 18 日
福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100 億円	10 年	令和 3 年 12 月 20 日
合 計	200 億円	—	—

<p>3 不要資産の国庫納付</p> <p>将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要資産）を速やかに国庫納付すること。</p>	<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。</p> <p>第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 	<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>なし</p> <p>第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 	<p>○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。</p>	<p>○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、令和3年12月に6.2億円の不要財産（現預金）を国庫納付した。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、動画配信やオンライン会議システム等を活用し、発行に係る説明会及びIR（投資家向けの広報活動）を実施（説明会は機構ホームページに動画掲載1回、個別IRは訪問3回、オンライン又は電話会議20回、集合IRは電話会議方式で1回（20社参加）したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。（再掲）</p>		
---	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

目的積立金等の状況については、次表のとおりである。

(単位：百万円、%)

	平成30年度(初年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	300	291	286	283	
目的積立金	-	-	-	-	
積立金	-	2,748	5,347	10,979	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-	-	
運営費交付金債務	-	-	944	564	
当期の運営費交付金交付額(a)	2,548	2,238	3,975	2,517	
うち年度末残高(b)	-	-	944	564	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	-	-	24	22	

(注) 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号 802・848

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>(1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>(1) 政策動向や事業経営環境の変化を踏まえ、組織編成等の業務運営体制の見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 令和3年度の業務運営体制に係る以下の組織見直しを実施した。</p> <p>a 情報事業部の再編</p> <p>情報セキュリティ脅威への万全な実施体制の構築及び政府統一基準に準拠した運用管理部門との牽制機能を確保するため、「情報セキュリティ対策課」を創設した。</p> <p>b 新型コロナウイルス対応支援室の創設</p> <p>福祉医療施設に対する新型コロナウイルス対応支援資金について令和2年度中は、「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置し組織横断的に併任体制で対応してきたところであるが、令和3年度においても当該融資は継続することから、業務運営体制の強化を図るため、福祉医療貸付部と新型コロナウイルス対策融資業務室を統合・再編のうえ、福祉医療貸付部に「新型コロナウイルス対応支援室」を創設し専任体制を構築した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定したほか、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、原則として四半期毎に書面で開催し、重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行うとともに、役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底した。</p> <p>なお、経営企画会議の協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。</p> <p>また、特に報告の必要性の高い内容については、月次にて報告することとし、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、書面形式で報告を実施するなど、効果的に把握・共有し、トップマネジメントの推進を図った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、政府の基本的対処方針、東京都や大阪府の対応方針等を踏まえた機構の対応を検討のうえ、都度周知した。</p> <p>また、新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資の申込み迅速かつ適切に対応するため、福祉医療貸付部と新型コ</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

		<p>(2)国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経</p>	<p>(2)トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図り、理事長のリーダーシップが組</p>	<p>○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。</p>	<p>c 新型コロナウイルス対応支援室の再編 また、新型コロナウイルス対応資金において、「新型コロナウイルス対応支援室」を再編し、調査等が必要な案件に対応するための体制を構築した。</p> <p>d 経営サポートセンターの再編 経営サポートセンターは、リサーチグループ及びコンサルティンググループにて業務を実施しているが、両グループにおける機能が混在していることから、リサーチグループは「情報発信及び行政支援」を、コンサルティンググループは「個別支援」をそれぞれ担うことで両グループの機能を明確化し、より効果的かつ効率的に業務を実施するため、リサーチグループの「事業報告書チーム」をコンサルティンググループに移管し、再編した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、政府の基本的対処方針、東京都や大阪府の対応方針等を踏まえた機構としての対応を検討のうえ、都度周知した。(危機管理対策本部会議：1回、機構の対応方針のメール周知：17回)</p> <p>○ 令和4年度の業務運営体制に係る以下の組織見直しについて決定した。</p> <p>a 新型コロナウイルス対応支援室の再編 令和3年度に創設した新型コロナウイルス対応支援室について、令和4年度の新型コロナウイルス対応支援資金の継続に伴い、調査等が必要な案件に適切に対応する専任体制を構築することで体制の強化を図るため、新型コロナウイルス対応支援室を再編し、「調査課」を創設する。</p> <p>b 年金貸付部の再編 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、令和3年度末をもって申込受付が終了し、令和4年度から年金担保債権管理回収業務が始まることに伴い、年金貸付部を「年金業務部」に、年金貸付課を「年金担保管理課」に改める。</p> <p>○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定した。</p> <p>○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議は、原則として四半期毎に開催し、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「令和3年度重点目標」の指示、「令和2年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行った。</p>	<p>ロウイルス対策融資業務室を統合・再編し、福祉医療貸付部に「新型コロナウイルス対応支援室」を創設し、これまでの併任体制を専任体制とすることにより、業務運営体制の強化を図った。</p> <p>○ WAM NET 基盤を活用し、福祉医療経営指導事業や承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、各種調査やデータ授受のためのシステムを構築するなど、業務間の連携により業務の効率化を図った。</p> <p>○ プレスリリース、WAM NET 及び Twitter 等を活用し、それぞれの媒体の特長を活かした情報発信及び広報活動を実施し、機構事業への理解・支持促進に努めた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	---	---	--	--

	<p>営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図ることで、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。</p>	<p>組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。</p>	<p>○ 業務間の連携強化や業務改善活動の活性化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。</p>	<p>ただし、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、書面形式での開催とした。</p> <p>また、四半期毎の経営企画会議の開催に加えて、特に報告の必要性の高い内容については、月次にて報告することとし、引き続き新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、書面での報告を実施するなど、効果的に把握・共有することにより、トップマネジメントの推進を図った。</p> <p>なお、協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。</p> <p>○ 役員連絡会を毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。</p> <p>○ 業務の効率化を図るため、機構の各業務において、以下のとおり WAM NET 基盤を活用した取組みを行った。</p> <p>a 福祉医療経営指導事業で実施する福祉・医療経営セミナー年間実施計画に基づく 10 セミナーに加え、「新型コロナウイルス対策経営セミナー」など合計 12 セミナーをオンラインセミナーとして配信した。</p> <p>b WAM NET 基盤を活用し、福祉医療経営指導事業が実施する各種調査の仕組みを構築し、「令和3年度介護報酬改定に関する調査」など 6 件の調査を円滑かつ効果的に実施した。</p> <p>c 福祉医療貸付事業の貸付先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断) サービスを提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設: 特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所・認定こども園、病院、介護老人保健施設/利用件数: 全 1,915 件)</p> <p>d 承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、受託金融機関との各種事務連絡等を掲載するための掲示板システムを構築し、受託金融機関に対する周知の効率化及び迅速化を図った。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったため、機構の各業務において、以下のとおり Web 会議サービスを活用した取組みを行った。</p> <p>なお、Web 会議サービスの活用にあたっては、役職員向けイントラページに利用手順等を掲載し周知すること</p>		
--	---	--------------------------------	--	--	--	--

		<p>さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。</p>	<p>さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。</p>	<p>○ 機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行っているか。</p>	<p>で、業務の効率化を図った。</p> <p><Web 会議サービスの活用></p> <p>a 福祉医療貸付事業に係る融資相談、債権管理に係る代表者ヒアリング及び地方銀行協会との打合せ会議等</p> <p>b 経営支援事業に係るコンサルティング業務</p> <p>c 社会福祉振興助成事業に係る助成相談及び中間支援組織（NPO センター等）を活用した助成説明会</p> <p>d 「社会福祉振興助成事業審査・評価委員会」、「心身障害者扶養保険資金運用委員会」、「WAMNET 事業推進専門委員会」などの外部委員が参画する各種委員会</p> <p>e 福祉医療貸付事業・年金担保貸付事業・承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る業務改善・代理貸付事務手続きに関する全国銀行協会との会議</p> <p>f 財務省、厚生労働省など所管部局との打合せ等の会議</p> <p>○ 機構事業に関するプレスリリースを実施し、機構業務への理解・支持促進に努めた。（実績：56 回）</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったことから、動画配信、オンライン会議等を用いて積極的に情報伝達を行った。</p> <p>○ 寄付月間（Giving December）「賛同パートナー」の登録を引き続き行い、機構ホームページ上の「ご寄付のお願い」ページに寄付月間ロゴを掲載するなど、機構の認知度及び社会的な信頼性を高めるとともに、寄付金獲得の一助となる活動を実施した。</p> <p>○ WAMNET やメールマガジン、Twitter 等を積極的に活用し、それぞれの媒体の特徴を活かし相乗的に広報することで、福祉医療経営指導事業のリサーチレポートや経営動向調査をはじめとする各種情報の効果的な拡散を図った。（メールマガジン：213 件、Twitter：1,572 件）</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、政府の基本的対処方針、東京都や大阪府の対応方針等を踏まえた機構の対応を検討のうえ、都度周知した。（危機管理対策本部会議：1 回、機構の対応方針のメール周知：17 回）（再掲）</p> <p>○ 福祉医療施設に対する新型コロナウイルス対応支援資金について令和 2 年度中は、「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置し組織横断的に併任体制で対応してき</p>		
--	--	---	---	---	---	--	--

				<p>たところであるが、令和3年度においても当該融資は継続することから、業務運営体制の強化を図るため、福祉医療貸付部と新型コロナウイルス対策融資業務室を統合・再編のうえ、福祉医療貸付部に「新型コロナウイルス対応支援室」を創設し専任体制を構築した。(再掲)</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対する機構の取組みについて、理事長自らが専門誌において解説することで情報発信を行い、機構への理解・支持促進に努めた。(ドクターズアテンション6月号、毎日フォーラム7月号)</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	内部統制の充実		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号 802・848

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。</p> <p>また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制</p>	<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。</p> <p>また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を</p>	<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制の更なる充実を図るため、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。</p> <p>また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有しているか。</p> <p>○ 内部統制の仕組みが有効に機能しているかモニタリングを通じて点検・検証を行い、その結果を踏まえて見直しを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ ガバナンス委員会を原則として四半期毎に開催し、リスク管理に関する事項等について報告した。ただし、令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、書面形式での開催とした。</p> <p>また、四半期毎の開催に加えて、特に報告の必要性の高い内容については、会議構成員への資料配布による月次報告を行うとともに、機構内のイントラネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有した。</p> <p>さらに、全役職員向けにコンプライアンス研修を開催し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。</p> <p>○ ガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。</p> <p>○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象及び前年度以前に検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直しが行われてことを確認した。</p> <p>また、令和 3 年度内部監査結果に基づき、今後取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、令和 4 年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和 3 年 7 月に改定されたことを踏まえ、クラウドサービス利用時に実施すべき対</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>○ ガバナンス委員会については、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、定期的に書面で開催し、リスク管理に関する事項等について、機構内のイントラネットを通じて、役職員で認識を共有した。</p> <p>また、全役職員向けにコンプライアンス研修を開催し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。</p> <p>○ 内部統制の更なる充実を図るため、ガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。</p> <p>○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象及び前年度以前に検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直しが行われてことを確認した。</p> <p>また、令和 3 年度内部監査結果に基づき、今後取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、令和 4 年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和 3 年 7 月に改定されたことを踏まえ、クラウドサービス利用時に実施すべき対</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

<p>の更なる充実を図ること。</p> <p>(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握</p>	<p>踏まえた内部統制の更なる充実を図る。</p> <p>(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、</p>	<p>(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を必要に応じて見直すとともに、厚生労働省と連携したCSIRT訓練を実施するなど、サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を把握し、PDCAサイ</p>	<p>○ 情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。</p> <p>○ 情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCAサイ</p>	<p>において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、令和4年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○ 「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和3年7月に改定されたことを踏まえ、クラウドサービス利用時に実施すべき対策に係る記載の追加や、Web会議サービス、テレワークに係る情報セキュリティ対策手順を新たに制定するなど情報セキュリティポリシー等関係規程の改定を行うとともに、改定の要点をまとめた資料を作成し、役職員への周知を図った。</p> <p>○ 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が主催する政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準の改定に伴う勉強会や、情報セキュリティに関する実践的な知識の習得を目的としたCSIRT研修を受講した。(実績:オンラインミーティング5回)</p> <p>○ 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が主催する実践的サイバー防御演習を受講した。(実績:2名)</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、令和3年度情報セキュリティ計画を策定し、次のとおり情報セキュリティ対策の強化を行った。</p> <p>a 標的型攻撃メール対応訓練</p> <p>b 情報セキュリティ遵守事項やテレワーク、Web会議関連の内容を中心とした研修</p> <p>c WAMNET及び機構ホームページの暗号化設定について「TLS暗号設定ガイドライン」(第3.0版)に基づき厳格化</p> <p>○ 令和3年度情報セキュリティ計画を策定し、標的型攻撃メール対応訓練(実績:6回)やセキュリティ研修(実績:9回)を実施した。</p> <p>○ 情報セキュリティインシデント対処に係る厚生労働省との連携訓練を実施し、連絡体制の確認及び連携強化を図った。</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、情報システム委員会において審議・承認を経て、令和3年度情報セキュリティ計画を策定のうえ、</p>	<p>策に係る記載の追加や、Web会議サービス、テレワークに係る情報セキュリティ対策手順の制定など、情報セキュリティポリシー等関係規程の改定を行うとともに、改定の要点をまとめた資料を作成し、役職員への着実な周知を図った。</p> <p>○ サイバー攻撃への防御力及び組織対応力を強化するため、情報セキュリティインシデント対処に係る厚生労働省との連携訓練を実施するとともに、情報システムに対するサイバー攻撃への対応事例等をテーマとした内閣セキュリティセンター(NISC)主催の研修を受講し、その内容を反映した標的型攻撃メール対応訓練やセキュリティ研修を役職員に対して実施した。</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、標的型攻撃メール対応訓練や情報セキュリティ研修などの情報セキュリティ対策を講じ、その結果等を情報システム委員会で検証することで、PDCAサイクルによる強化・改善を図った。</p> <p>技術的対策としては、「TLS暗号設定ガイドライン」(第3.0版)に基づくWAMNET及び機構ホームページの暗号化設定の厳格化や、Webアクセスブロックの強化及びなりすましメールのブロック強化を行い、情報セキュリティ対策の高度化を図った。</p> <p>また、委託業者及びデータセンターと連携した災害時対応訓練を実施し、情報セキュリティ対策の更なる高度化を図った。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	---	---	---	--	---	--

し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図っているか。	<p>次のとおり情報セキュリティ対策を実施した。</p> <p>また、その内容については情報システム委員会において検証を実施することで、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の強化・改善を図った。</p> <p>a 人的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標的型攻撃メール対応訓練（実績：6回） ・構内 LAN（オープン環境）におけるセキュリティ関連情報の周知 ・新任者向け情報セキュリティ研修及び情報システム管理者向け研修 ・上記訓練、研修等で把握された課題等の再周知、再訓練の実施 ・注意喚起（外部メールのモニタリングを行い不審な外部メール受信している職員に対して、外部メール受信時における情報セキュリティ意識向上のための注意喚起を行う） <p>b 技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログ確認（通信ログの定期的な確認による不審な通信の発見） ・WAM NET 及び機構ホームページの暗号化設定について「TLS 暗号設定ガイドライン」（第 3.0 版）に基づき厳格化 ・テレワーク時のセキュリティリスクの検知のためのシステムログのモニタリング <p>c 災害時対応訓練（委託業者及びデータセンターと連携）</p>		
-----------------------------------	-------------------------------	--------------------------	------------------------------	---	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号 802・848

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>3 人事に関する事項</p> <p>(1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じること。</p> <p>(2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するな</p>	<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。</p> <p>(2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の</p>	<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。</p> <p>(2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じているか。</p> <p>○ 金融業務機能等の強化を図る観点から、人材確保・育成に係る方針の策定について検討を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、機構ホームページに公表するとともに、職員が利用しやすい環境づくりをより一層促進するため、イントラネットに掲載している出産・育児及び介護に関する支援制度について改めて周知した。</p> <p>○ 育児・介護等との両立支援を推進するため、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制について運用した。</p> <p>○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、法令で年5日間の取得が義務付けられている年次有給休暇の取得を促進するため、その取得状況等を、定期的に経営企画会議等で報告することにより管理を徹底した。</p> <p>○ 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 育児・介護等との両立支援の推進については、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、機構ホームページに公表するとともに、職員が利用しやすい環境づくりをより一層促進するため、イントラネットに掲載している出産・育児及び介護に関する支援制度について改めて周知した。</p> <p>○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、法令で年5日間の取得が義務付けられている年次有給休暇の取得を促進するため、その取得状況等を経営企画会議等で報告することにより管理を徹底した。</p> <p>○ 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定した。</p> <p>○ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として、通信教育等による職員研修を実施した。</p> <p>また、専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を引き続き実施した。</p> <p>○ 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について」（人事院指令14-2）を踏まえ、機構においても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等の特別有給休暇を創設した。また、業務継続及び職員の感染防止の観点から、時差出勤、在宅勤務を継続的に実施し、事務所内の感染予防対策を徹底した。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	

<p>ど、職員の資質向上を図るため、人材の確保・育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修や外部との人事交流を引き続き行う。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に 関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。</p>	<p>また、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施するとともに、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修、金融業務機能の強化のための研修や民間金融機関等との人事交流を引き続き行う。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に 関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。</p>	<p>○ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、外部との人事交流を行っているか。</p>	<p>○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育を実施した。</p> <p>○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を実施した。</p>	<p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	--	--	--	--	--------------------------------	--

				<p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大に備え、引き続き在宅勤務を実施した。 ○ 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について」（人事院指令14-2）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合又は当該接種により副反応が発生し療養する必要がある場合に取得できる特別有給休暇を創設した。 	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)